

【所管事務の調査（報告）】

川崎市一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画の策定について

資 料 1 川崎市一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画【概要】

資 料 2 「川崎市一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画（案）」に対する意見募集
の実施結果について

資 料 3 川崎市一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画

環 境 局

1 川崎市一般廃棄物処理基本計画の概要

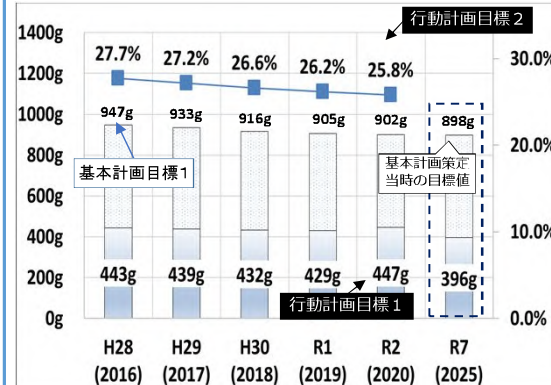
本編.P1～2

- **基本理念** 地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして
- **基本方針**
 - ① 社会状況の変化等に対応し、限りなくごみをつくらない社会を実現する
 - ② 市民・事業者・行政の協働により“エコ暮らし”を実践し、さらに3Rを推進する
 - ③ 安心して健康に暮らせる快適な生活環境を守る
- **計画期間** (H28(2016)～R7(2025))【10年間】
基本計画の実効性を確保するため、2年～4年間に計画期間とした行動計画を定める。

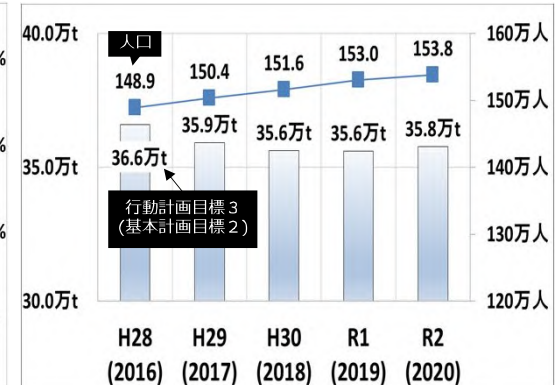
年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画期間	1期		2期				3期			

- **基本計画目標**
 - 目標① 1人1日あたりのごみ排出量を10%削減
(H26(2014)) 998g ⇒ (R7(2025)) 898g
 - 目標② 年間のごみ焼却量を4万t削減
(H26(2014)) 37万t ⇒ (R7(2025)) 33万t

【行動計画目標1】・【基本計画目標1】及び【行動計画目標2】推移グラフ



【行動計画目標3】及び【人口】推移グラフ



1人1日あたりの普通ごみ排出量 ⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響等により増加
 家庭系の資源化率 ⇒ ペーパーレス化等による紙資源物の収集量減少
 ごみ焼却量 ⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響等により家庭系が増加、事業系が減少

2 第2期行動計画の取組と進捗状況

本編.P3～12

(1) 主な取組状況

- 基本施策1：『環境市民』をめざした取組**
出前ごみスクール、ごみゼロカフェの開催 など
- 基本施策2：ごみの減量化・資源化に向けた取組**
エコショップの認定、食べきり協力店制度 など
- 基本施策3：廃棄物処理体制の確立に向けた取組**
災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保 など
- 基本施策4：健康的で快適な生活環境づくりの取組**
ふれあい収集の実施、一時多量ごみ制度の確立 など
- 基本施策5：低炭素社会・自然共生社会をめざした取組**
処理センターにおける廃棄物発電の実施 など

(2) 進捗状況

○ 第2期行動計画期間 (H30～R3) における目標 (基本計画の目標を達成するための中間目標)

	【基準年度】 (H28(2016))	【R2現在】 (R2(2020))	【目標値】 (R3(2021))
【目標1】 1人1日あたりの普通ごみ排出量※を36g削減	443g ⇒	447g	407g
【目標2】 家庭系の資源化率32%	27.7% ⇒	25.8%	32.0%
【目標3】 ごみ焼却量を2.2万t削減	36.6万t ⇒	35.8万t	34.4万t

※ ごみ全体のうち家庭から週2回排出される普通ごみ量

3 社会状況の変化等

本編.13～17

(1) 国内外の動向

- 第四次循環型社会形成推進基本計画 (2018年 閣議決定)
 - プラスチック資源循環戦略 策定 (2019年5月)
 - (G20) 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン表明 (2019年6月)
 - プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 成立 (2021年6月)
- ※ 国民のライフスタイルの変化等によるごみ排出動向への影響を注視することが必要

(2) 川崎市の状況

- 今後も当面見込まれる人口増加 (2030年に160.5万人) → 高齢化の更なる進行
- 「SDGs未来都市」に選定 (2019年7月)

(3) 脱炭素化に向けて

- 脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」 策定 (2020年11月)
 - 川崎市プラスチック資源循環への対応方針 策定 (2020年11月)
- ⇒ 2050年の脱炭素社会の実現を目指し、廃棄物分野も温室効果ガス排出量の大幅な削減が必要

- ・ 市役所が排出する温室効果ガスの約4割が廃棄物焼却由来であり、川崎市地球温暖化対策推進基本計画(2022.3.31策定)を踏まえ、廃棄物焼却由来の温室効果ガスを2030年度までに2013年度比24%削減が目標
 - ・ 2013年度比24%削減の為に、廃棄物焼却由来の温室効果ガスを2020年度実績(17万t-CO₂)から4.9万t-CO₂削減することが必要
 - ・ 廃棄物焼却由来の温室効果ガスのうち約8割がプラスチックごみ焼却由来であり、4.9万t-CO₂削減に向けてはプラスチック資源循環の取組の加速化が必要
 - ・ 具体的な指標として「プラスチック製容器包装」については、今後の人口動態、ごみ排出量の予測等を踏まえ、令和12年度までに分別率60%にしていけることが必要
- ⇒ 第3期行動計画の期間内においても2030年度を見据えた目標の設定が必要

(1) 策定の背景

- 第2期行動計画の後継計画の策定
- 人口増加や生活様式の変化等に伴うごみの排出動向の変化への対応
- 取組の強化によるごみ焼却量の削減が必要
- 超高齢社会の到来や大規模災害への対応などの市民ニーズに応え対応していくことが必要

(2) 策定における視点

- 環境負荷の少ない2R（リデュース・リユース）を基調とした循環型社会の構築
- 資源循環・脱炭素・自然共生の統合的な取組の推進による持続可能な社会の構築
- 良好な生活環境・まちの美化向上をめざす体制の構築
- 効果的、効率的な事業執行体制の構築
- 社会状況の変化等を見据えた対応

R4（2022）年度からR7（2025）年度までの4年間

(1) 目標

第3期行動計画は、基本計画における最終の行動計画となり、基本計画の目標達成をめざすことから、第3期行動計画の目標は基本計画の目標と同項目とし、第2期行動計画の進捗状況等や脱炭素化の視点も取り入れた目標を新たに設定するものとします。

※これまで第2期行動計画において目標としてきた「1人1日あたりの普通ごみ排出量」と「家庭系の資源化率」は重点施策の参考指標として取組の進捗管理に活用

		【R2(2020)】	【R7(2025)】
【強化】目標1	1人1日あたりのごみ排出量を30g削減	902g	⇒ 872g
【継続】目標2	ごみ焼却量を2.8万t削減	35.8万t	⇒ 33.0万t
【新規】目標3	プラスチック製容器包装の分別率45%	37.8%	⇒ 45.0%

(2) 定性的指標（目指すべき到達点）

- 超高齢社会への対応
高齢者が安心して暮らし続けられるまちの実現に向け、ふれあい収集を必要とする方に適切に認知・実施されるとともに「みまもり」による地域等との連携強化
- 災害への対応
非常時における処理体制を確保するため、他都市や民間事業者等との連携を図るとともに、平常時から発災時の分別方法への理解を高めることで日頃の防災に対する備えや意識の向上
- 有害廃棄物・処理困難物への対応
市民が処分できず自宅で保管するなどの状況を改善し、適正処理体制の構築
- 環境美化向上の対応
環境先進都市としての魅力の向上や、市民の環境意識の向上

(1) 基本施策Ⅰ 「環境市民」をめざした取組

- 幼児・低年齢層への普及促進
- ICTを活用した環境教育・環境学習の充実
- 多様な市民への普及促進
- 多様な媒体を活用した情報提供
- 多様な市民に向けた資源物とごみの分け方・出し方の効果的な情報提供組の推進
- 災害発生時の分別方法の周知
- 廃棄物減量指導員等との連携強化
- ごみゼロカフェなど市民参加の取組の推進

(2) 基本施策Ⅱ ごみの減量化・資源化に向けた取組

- 分別率向上・減量化に向けた取組の推進
- 製品の適正包装の推進
- 拠点回収・店頭回収の推進
- 資源集団回収事業の充実
- プラスチックごみ削減の推進
- 脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみそのくち」等を活用した取組の推進
- プラスチック製品のリサイクルの推進
- 事業系資源物のリサイクルの推進
- 3きり運動の推進
- 生ごみの減量化・リサイクルに係る取組の推進
- 家庭系食品ロス対策等の推進
- 事業系食品ロス対策等の推進

(3) 基本施策Ⅲ 廃棄物処理体制の確立に向けた取組

- 有害廃棄物・処理困難物への取組
- 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保
- 安定的な処理体制の運営
- 橘処理センターの建替
- 堤根処理センターの建替
- 資源化処理施設の整備等
- 民間活力の導入を含めた公共と民間の役割分担の検討

(4) 基本施策Ⅳ 健康的で快適な生活環境づくりの取組

- まちの環境美化
- 各種普及啓発キャンペーンの実施
- ごみ相談窓口の充実
- 超高齢社会を見据えたふれあい収集等の推進
- 不適正排出指導等の徹底
- 持ち去り対策の強化
- 搬入禁止物の混入防止

(5) 基本施策Ⅴ 脱炭素社会・自然共生社会をめざした取組

- 廃棄物発電事業等の余熱利用の推進
- 廃棄物発電の新たな活用法の検討

<プラスチック資源循環>

施策の方向性

- プラスチックごみの発生抑制
- プラスチック製容器包装の分別率向上
- プラスチック製品の一括収集に向けた取組

取組の内容

- 広報内容の変更や、ナッジの活用による市民の行動変容を促す取組
- マイバッグ、マイボトルの利用促進（給水スポットの導入実証含む）
- プラスチック製の容器包装と製品の一括収集（実証事業や先行実施に向けた取組）
- 環境産業等と連携した取組の推進

基本施策（基本計画）		具体的施策（第3期行動計画）	重点 施策	脱炭素	定性的 指標	エコ暮らし
I「環境市民」をめざした取組  4 市民参加の推進  17 環境市民の取組をみんなに広げる	(1) 環境教育・環境学習の推進	① 幼児・低年齢層への普及促進	★			●
		② ICTを活用した環境教育・環境学習の充実	★			
		③ 多様な市民への普及促進	★			●
		④ 普及啓発拠点等を活用した啓発活動の充実				●
		⑤ イベント等に関する啓発活動の充実			●	●
	(2) 情報共有の推進	① 多様な媒体を活用した情報提供	★			●
		② 多様な市民に向けた資源物とごみの分け方・出し方の効果的な情報提供	★			●
		③ 災害発生時の分別方法の周知	★		●	
	(3) 市民参加の促進	① 廃棄物減量指導員等との連携強化	★			●
		② 地域環境リーダーの育成				●
		③ ごみゼロカフェなど市民参加の取組の推進	★			●
		④ 環境功労者の表彰				●
II ごみの減量化・資源化に向けた取組  12 ごみの減量化・資源化	(1) 家庭系ごみの減量化・資源化	① 分別率向上・減量化に向けた取組の推進	★	●		●
		② 製品の適正包装の推進	★	●		●
		③ 拠点回収・店頭回収の推進	★	●		●
		④ 資源集団回収事業の充実	★	●		●
		⑤ プラスチックごみ削減の推進	★	●		●
		⑥ 脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」等を活用した取組の推進	★	●		●
		⑦ プラスチック製品のリサイクルの推進	★	●		●
	(2) 事業系ごみの減量化・資源化	① 3Rに取り組む店舗等に係る認定制度の普及		●		●
		② 事業系ごみの減量化等に向けた広報の充実と指導の徹底		●		●
		③ 事業系資源物のリサイクルの推進	★	●		●
	(3) 市の率先したごみの減量化・資源化	① 市庁舎等におけるごみ減量化運動の推進		●		●
		② グリーン購入の促進		●		●
	(4) 生ごみの減量化・資源化	① 3きり運動の推進	★	●		●
		② 生ごみの減量化・リサイクルに係る取組の推進	★	●		●
		③ 学校給食における生ごみリサイクルの推進		●		●
		④ 家庭系食品ロス対策等の推進	★	●		●
		⑤ 事業系食品ロス対策等の推進	★	●		●

「エコ暮らし」とは…市民・事業者が、ごみをできるだけ発生させない生活や活動、ごみの分別徹底、節電などの省エネ行動、庭や花壇の緑化の推進を行うなどの取組を積み重ねていくことで、環境に対する意識の高まりを目指すもの

基本施策（基本計画）		具体的施策（第3期行動計画）	重点 施策	脱炭素	定性的 指標	エコ暮らし
III 廃棄物処理体制の確立に向けた取組  11 廃棄物処理体制の確立	(1) 安全・安心な処理体制の確立	① 廃棄物処理技術の研究と技能の継承				
		② ごみ焼却灰(埋立灰)及び埋立処分場の適切な管理				
		③ 有害廃棄物・処理困難物への取組	★			●
		④ 廃棄物処理施設等の補修・整備				
		⑤ 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保	★			●
	(2) 3処理センター体制の安定的な運営	① 安定的な処理体制の運営	★			
		② 橘処理センターの建替	★	●		
		③ 堤根処理センターの建替	★	●		
		④ 資源化処理施設の整備等	★	●		
	(3) 効果的・効率的な処理体制の構築	① 計画のフォローアップ等				
		② 効果的な経済手法の研究				
		③ 民間活力の導入を含めた公共と民間の役割分担の検討	★			
IV 健康的で快適な生活環境づくりの取組  14 健康的で快適な生活環境づくりの取組	(1) まちの美化促進	① まちの環境美化	★			● ●
		② 各種普及啓発キャンペーンの実施	★			● ●
		③ 超高齢社会を見据えたふれあい収集等の推進	★			●
	(2) 市民ニーズに対応した取組の推進	① ごみ相談窓口の充実	★			●
		② 超高齢社会を見据えたふれあい収集等の推進	★			●
		③ 市民ニーズに対応したごみ収集				
	(3) 不適正排出対策等の取組	① 不法投棄対策の実施				
		② 不適正排出指導等の徹底	★			
		③ 資源物の持ち取り対策の強化	★			
		④ 搬入禁止物の混入防止	★			
		⑤ 廃棄物発電事業等の余熱利用の推進	★	●		
V 脱炭素社会・自然共生社会をめざした取組  7 脱炭素社会・自然共生社会をめざした取組  13 脱炭素社会・自然共生社会をめざした取組	(1) エネルギー資源の効果的な活用	② 廃棄物発電の新たな活用法の検討	★	●		
		③ バイオマス資源の利用促進に向けた調査・研究		●		
		④ 様々な地域活動団体等と連携した取組の推進		●		●
	(2) 脱炭素・自然共生をめざした資源の有効利用	再掲【Ⅱ(1)①～⑦、(2)①～③、(3)①～②、(4)①～⑤、Ⅲ(2)②～③、Ⅴ(1)①～③、(3)①～②、(4)①～②、(4)】				
		① 環境にやさしい輸送システムの構築		●		
		② 環境マネジメントシステムを活用した処理センターの運営		●		
	(3) 環境に配慮した処理体制の構築	③ 埋立処分場延命化の研究				
		① 環境に配慮した製品の開発促進に向けた環境づくり		●		
	(4) 蓄積された環境技術等を活かした取組	② 環境産業との連携等		●		
		③ 国際貢献の推進				
		④ 低CO2川崎ブランドの推進		●		●

(1) 計画の進行管理

「計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)」に基づく、効率的な点検の実施とその評価結果の取組への反映による進行管理の実施

(2) 計画の進捗状況の公表

川崎市環境審議会への報告やホームページでの公表の実施

「川崎市一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画（案）」に関する意見募集の実施結果について

1 概要

川崎市では、平成28～令和7年度を計画期間とした、川崎市一般廃棄物処理基本計画を定めています。計画の実効性を確保するため、2～4年を計画期間とした行動計画を定めることとしており、第2期行動計画の計画期間が令和3年度までであることから、令和4年度を始期とする「川崎市一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画（案）」を取りまとめましたので、皆様からの御意見を募集しました。

その結果、16通（意見総数39件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題 名	「川崎市一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画（案）」に関する意見募集について
意見の募集期間	令和3年11月26日（金）から12月27日（月）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	・市政だより（12月1日号掲載） ・市民説明会（12月9日） ・市ホームページ ・環境情報 ・ツイッター、メールマガジン ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ・各生活環境事業所及び各処理センター ・環境局生活環境部廃棄物政策担当（市役所第3庁舎15階）
結果の公表方法	・市ホームページ ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ・各生活環境事業所及び各処理センター ・環境局生活環境部廃棄物政策担当（市役所第3庁舎15階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		16通（39件）
内 訳	電子メール	9通（23件）
	FAX	5通（14件）
	郵送	0通（0件）
	持参	1通（1件）
	市民説明会	1通（1件）

4 御意見の内容と対応

プラスチック資源循環に関する取組の強化を望む意見などがありましたことから、御意見を踏まえ一部意見を反映し、「川崎市一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画」を策定します。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、計画に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
1 計画全般に関すること	0	2	1	0	0	3
2 具体的施策に関すること	4	12	3	11	1	31
3 その他	0	1	2	2	0	5
計	4	15	6	13	1	39

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 計画全般に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	2Rの考え方を進めることはいいと思います。政令市の中で1人当たりごみ排出量が最も少ないというのは誇らしいことですが、コロナ禍においてプラごみがまだ増加していると思いますので、甘んじてはいけないと思います。	令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、プラスチック製容器包装の収集量が前年度と比べ約1,100t増加しました。本市では、リサイクルに関する意識向上はもとより、リサイクルよりも環境負荷が少ない2R（リデュース・リユース）の取組を推進しており、また、コロナ禍においてもナッジ（行動科学に基づく手法）の活用や他の施策も含めて、引き続き、プラスチックごみ等の減量化の取組を進めてまいります。	B
2	川崎市の廃棄物政策については市民の協力もありかなり進んできていると思う。ただ、まだまだ焼却ごみ削減に向けた課題がある。焼却施設3か所が稼働している現在であるが、将来的に考えると、ごみが減れば2か所で済み削減効果も出てくる。	本市では人口が増加している中でも、市民・事業者の皆様の御協力をいただきながら着実にごみは減少しており、平成26年度に37.1万トンあった焼却ごみは、令和2年度は35.8万トンとなりました。 今後もごみの減量化・資源化の取組を進めていくとともに、安全かつ安心となる持続可能な循環型の廃棄物処理体制構築の観点からも、より効率的な施設整備を進めてまいります。	C
3	基本計画の最終目標を考えた「今期の目標と指標」に賛同いたします。 「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」の実現は未来のために絶対必要です。脱炭素に向けては、資源循環の部署から実現させ、目標値を上積みするくらいの勢いでリードしていったほうがいいと思います。そのためには、実効性のある施策と推進体制の構築が不可欠です。 行政と市民と事業者とすべての機関が協力し合って、ともに「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現」を目指す必要があります。	本実施計画では、プラスチック資源のリサイクル、地域内循環を加速させ、脱炭素社会の実現に向けて取組を進めることとしており、御意見の趣旨を踏まえ、目標達成に向け、市民・事業者・行政の協働で取組を推進してまいります。	B

(2) 具体的施策に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
4	プラスチック廃棄物については、分別・資源循環も大切ですが、市民・メーカー・小売り・行政で連携して石油由来プラの代替を進めていく施策を強化していただきたいと思います。 脱炭素化に向けたプラスチック廃棄物削減の必要性はその通りで、製品プラの分別回収が開始できれば、プラスチック分別の煩雑さが解消できると期待します。	脱炭素化に向けては、プラスチック代替品の使用を推進していく必要があります、市民・事業者・行政が連携して取組を進めていくことが重要であると考えております。プラスチック代替品の使用を推進していく取組は、P41「基本施策Ⅰ（１）⑤イベント等に関する啓発活動の充実」やP44「基本施策Ⅱ（３）②グリーン購入の促進」にも位置付けており、プラスチック製品の分別収集と併せ、今後も市民・事業者と連携した取組を推進することとしております。 この度、御意見を踏まえ、市民・事業者との協働による市域内循環に向けたプラスチック資源循環の推進をP43「基本施策Ⅱ（１）⑤プラスチックごみ削減の推進」などに位置付けました。本取組をきっかけとして、市民・事業者・行政が一体となってプラスチック代替品へ転換していけるよう、他の取組についても適時見直ししながら推進していきます。	A
5	プラスチックに関しては、資源循環施策の強化拡充が明記されているが、3Rの基本であるリデュース・リユースの記載がない。プラスチックごみについては、リデュース・リユースに焦点を当て、計画の中でもっとアピールしてほしい。 （同趣旨の御意見としてほか2件）	プラスチックごみを削減していくにあたっては、発生抑制の取組を推進していくことは重要であると考えております。一般廃棄物処理基本計画では、リサイクルに関する意識向上はもとより、リサイクルよりも環境負荷が少ない2R（リデュース・リユース）の取組を、市民・事業者・行政の協働で推進していくこととしており、本行動計画の具体的施策においてもP43「基本施策Ⅱ（１）②製品の適正包装の推進」や「基本施策Ⅱ（１）⑤プラスチックごみ削減の推進」に位置付けております。 この度、御意見を踏まえ、P11「目標の進捗状況」、P30「プラスチック資源循環の取組強化」に、2R（リデュース・リユース）に関する記載を追加しました。	A

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
6	プラスチック製容器包装の分別がなかなか進まないことの背景には、分別の基準が判断しにくいという点があります。 プラスチック製品の回収・リサイクルに関しては進めるべきですが、プラスチックの多用がもたらす様々な課題に注意喚起をしていくことがさらに大切だと思うので、誤解を招かないよう丁寧に広報し、行動変容につなげていく施策を今後継続的に行っていただきたいです。 (同趣旨の御意見としてほか1件)	本行動計画では、だれもが分かりやすく分別できるよう、広報内容の変更や、ナッジ(行動科学に基づく手法)による分別行動を促す取組を進めることとしています。 広報実施にあたっては、市民の方々にプラスチック製容器包装をはじめとした資源物を適切に分別していただくために、丁寧に御案内をしていきます。 また、プラスチック製品の収集については、実証事業を通じて課題を整理していきます。一部地域での先行実施に向けては、市民の皆様が適切に分別いただけるような広報内容の検討も含め、取組を進めてまいります。	B
7	第1章 総論：社会状況の変化等の中の「脱炭素化に向けて」という枠組みで「プラスチック資源循環」が掲げられているところが良いと思います。 マイクロプラスチックなど、海洋ゴミのグローバルな問題も含め、廃棄プラスチックを減らしていくことは重要で、川崎市としても力を入れていくべきところだと思います。「川崎市地球温暖化対策推進基本計画の改定(案)」の中でも廃棄処分のCO2削減の施策として「プラスチックの一括回収」という案があることから、ぜひ、双方が連携して取り組めると良いと思っています。	現在、「川崎市プラスチック資源循環への対応方針」に基づき、ワンウェイプラスチックの使用削減に向け、事業者と連携してマイバッグ・マイボトルなどの利用促進キャンペーンの実施や、給水スポット実証事業などに取り組んでおります。 今後は本行動計画において、これらプラスチックごみの削減に係る取組を位置付けて推進するとともに、プラスチックごみの一括回収の実現に向けて実証事業を進めるなどして、包括的に資源循環体制が強化されるよう取り組んでまいります。	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
8	ごみ削減の施策の中で、廃プラスチック類の再生利用率の増加は大事ではありますが、削減の具体的な方策が見えてきません。一括回収も一つの方法ではありますが、その後、何にリサイクルされるのかを考えると、ケミカルリサイクルだけに頼るのは、エネルギーや廃熱、脱炭素等のLCAまで踏み込んで考えると、効率的かつ効果的とは言えないと思います。	プラスチック資源循環の取組については、令和2年に策定した「川崎市プラスチック資源循環への対応方針」においても「環境負荷の少なくなるよう優先順位を考慮して実施する」としています。今後の取組の推進にあたりましても、より環境負荷が少なくなるよう、効率的・効果的な資源化の取組を進めてまいります。	D
9	廃棄プラスチックを減らす（リデュース）取組として、ペットボトルを減らしていくのは重要です。 川崎市では、試みとして市の施設の29か所に「ウォーターサーバー」の設置を行いました。それぞれの利用頻度について、データを公開してください。リデュースを進めていくため、使用頻度が低ければ、どうやって頻度を上げていくか検討することも必要だと思います。 また、気軽に使える給水スポットを、もっともっとスピードを上げて設置するような施策を行ってください。（同趣旨の御意見としてほか1件）	プラスチックごみ削減に向けて、マイボトルの利用促進に向けた給水スポット導入実証事業を行い、プラスチックごみの削減に向けて取り組んでおります。 実証事業では、より多くの方に利用いただくための広報や、利用量の公開など、効果的な啓発を検討・実施してまいります。 実証事業後につきましては、導入効果の検証や運用上の課題等を踏まえながら、効果的な施策について検討してまいります。	C
10	令和4年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行される予定になっており、より一層のプラスチック分別の徹底が図られなければならない時代になってまいります。従って、プラスチックの減量、リサイクル対策の強化を望みます。	本行動計画では、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の成立を受け、容器包装リサイクルルートを活用したプラスチック製品の資源化について、実証事業を行いながら検討していくこととしています。御意見の趣旨を踏まえ、今後もプラスチックの減量化・資源化の取組を進めてまいります。	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
11	弁当や総菜、お肉やケーキなどは、今はプラスチック容器に入っているが、昔は新聞紙で包まれていた。過剰なプラスチック容器の使用抑制するために、消費者は容器持参で購入するような世の中にすべきである。それには、メーカー、消費者、川崎市が一体となってこの運動を推進する必要があります。	プラスチックごみの削減を含め、環境に配慮し、ごみの資源化・減量化に取り組んでいる事業者をエコショップに認定するとともに、市内のスーパー、ショッピングモール、商店街等に対し、簡易包装の取組を推進しています。 また、地域におけるボランティアリーダーである廃棄物減量指導員との連携をはじめ、「ごみゼロカフェ」等の市民参加型のイベントを実施し、ごみの減量化・資源化を推進しています。 今後もプラスチック資源循環に向けて、市民・事業者・行政が協働して取組を推進してまいります	D
12	脱炭素社会に向けては、プラスチックごみ削減が重要であるが、まず現行のプラスチック製容器包装の分別率向上が必要とのことはその通り。ただ、汚れたものも OK となると資源化の段階で問題が出てくるのではないかな。	これまでも、プラスチック製容器包装については、市民の方々から「どの程度洗えばプラスチック製容器包装として分別できるのか分かりにくい」などの御意見がありました。 本市で洗浄の程度等で「迷ったら資源へ」分別していただくよう御案内する広報を行い、処理施設において影響があるかの実証実験を行ったところ、概ね問題なく処理できたことから、今後の広報において、洗浄の程度等で「迷ったら資源へ」分別していただくよう御案内してまいります。	D
13	川崎市が目指す社会の実現のために「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」等の「拡大生産者責任の強化」を国や産業界に強く要請してください。 (同趣旨の御意見としてほか1件)	本市としましてもプラスチックごみの排出抑制や再資源化に向け、拡大生産者責任の考え方に基づいた取組を事業者に対し働きかけていくことは必要と考えております。 本市は、廃棄物をめぐる動向や課題等に関する意見交換や、国等に対する要望などを行っている「九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会」や、「大都市清掃事業協議会」などの協議会等に参画しており、引き続き様々な機会を通じて、国等に対して要望してまいります。	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
14	プラスチックの海洋汚染問題が深刻である。便利なプラスチックは市民生活にもはや欠かせないものになってしまったが、容器のプラスチックは紙製やビン製など他の素材も選べるものもある。プラスチック製レジ袋の有料化により誰もがマイバッグを持参するようになり、ライフスタイルも変化した。このように他のことについても、市民のライフスタイルの見直しで「エコ暮らし」が必要である。	プラスチック資源循環への対応については、地域のスーパーや商店街と連携し、ワンウェイプラスチックの使用削減としてマイバッグ・マイボトルなどの利用促進キャンペーンを実施する等、市民の環境配慮行動の実践を呼びかけております。また、環境省の「プラスチック・スマートキャンペーン」や近隣8市合同での海洋プラスチックごみ一掃の取組、「ごみゼロカフェ」など、海洋プラスチックごみ削減をテーマとした取組を通じて、市民意識の醸成や行動変容へとつなげてまいります。	B
15	予定されている、プラスチックの一括収集の取組を確実に早く進めてほしい。 (同趣旨の御意見としてほか1件)	令和3年6月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の成立を受け、プラスチック資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済への流れが加速しています。本市におきましても、分別収集品目であるプラスチック製容器包装と、現在、普通ごみとして収集しているプラスチック製品の一括回収の実現に向けた実証事業を進めるなどしながら、プラスチック資源の循環に向けた取組を推進してまいります。	B
16	廃棄物収集事業の推進には、市民の協力が重要であり、そのためには、わかりやすい説明が不可欠です。プラスチックは様々な種類があり、どの製品がリサイクル可能なプラスチックに該当するか分かり難い時があります。市としてはどのような物がリサイクル可能な製品として考えているかを分かりやすく広報して頂きたい。	令和2年に策定した「川崎市プラスチック資源循環への対応方針」においても、「環境意識の醸成が取組を推進する上で基本であることから、あらゆる世代に対し、環境学習・普及啓発の充実を図る」としています。今後の取組の推進にあたりましても、分別対象となるリサイクル可能なプラスチックを分かりやすく広報するなど、より一層分別が促進されるよう取り組んでまいります。	C

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
17	プラの分別が「迷ったらプラへ」に変更になったと説明がありました。川崎市は、汚れたプラごみでもリサイクルできるケミカルリサイクルの工場がいくつかあります。 川崎市のプラごみが市内でリサイクルされ、また資源として活用されると良いので、市内のプラごみのリサイクル事業者を指定できるよう入札の仕組みを変更してください。	本市で分別収集を行っているペットボトルやプラスチック製容器包装については、リサイクル関連法に基づき、主に日本容器包装リサイクル協会の入札によりリサイクル事業者が決定されています。現行法令における入札制度では、リサイクル事業者を指定することができませんが、本市には多様で高度なプラスチックリサイクル拠点多く集積しており、様々なプラスチック資源循環の取組を推進してまいります。	D
18	国で、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立したが、産廃において、廃プラに取り組んでいくのか分からないところがあり、こういったものが「プラスチックの製品」に該当するのか教えてほしい。	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、製品の設計から廃棄までに関わる、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じることとされています。 同法では、「商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されているプラスチック使用製品」を「特定プラスチック使用製品」と定めており、同法政省令において対象となる12製品（フォーク、ヘアブラシ等）と対象事業者を定め、使用の合理化に取り組むこととしております。	E
19	次の施策を提案する。 ・食品ロスを減らす 日本人は、過食グルメブームで、肥満人口も多くなっている。食生活の見直しが必要。16時間断食の実行で、一日二食（1食）で食料の消費が減りロスも減る。 ・賞味期限の見直し（延長）	買いすぎの防止や残り食材の有効活用といった家庭で実践できる取組の広報・啓発をはじめ、飲食店による「食べきり」や食品小売店による「売りきり」といった事業者と連携した取組やイベントの開催、フードドライブの実施など、様々な施策を通じて食品ロスの削減を推進してまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
20	生ごみの削減政策についてはさらに厚くし、市民活動と連携した取組を進めてほしい。また、農家との連携は重要なことと思っている。 (同趣旨の御意見としてほか1件)	本市の焼却ごみの中に約 7.9 万トンある生ごみを減量化・資源化していく取組の推進は重要であると考えており、生ごみリサイクル講習会の開催や、家庭で生ごみを堆肥化し市内連携農園等を持ち込み、農作物の栽培等につなげる食資源循環の取組、フードドライブの実施などを、本行動計画 P45「基本施策Ⅱ（４）生ごみの減量化・資源化」に位置付けております。 今後も更なる生ごみリサイクルの推進に向けて、市民・事業者等と連携を図ってまいります。	B
21	基本施策Ⅱ(1)家庭系ごみの減量化・資源化 施策①「分別率向上・減量化に向けた取組の推進」に賛同します。広報内容の変更にあたっては、目標・達成結果の見える化を図っていただければと思います。	本行動計画では、PDCAの考え方に基づいて取組の点検・評価を行い、計画の進行管理をしていくこととしており、「分別率向上・減量化に向けた取組の推進」については、「ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装の分別率」と、「家庭系資源化率」によって取組の進捗状況を管理・評価していきます。 評価結果については、市ホームページ等で公表することとしており、市民の皆様に周知してまいります。	B
22	川崎市は政令都市の中で排出ごみが一番少ないという嬉しい情報の陰で、分別率が低いという課題が見えにくくなっているので、それを上手にクローズアップしていくことも大切かと思います。いいことだけが前に出て、市民は安心しているということがないようにしていただきたいです。	分別率については、これまで、市政だよりの表紙に「家庭から排出されるミックスペーパー及びプラスチック製容器包装の6割が燃やされている」ことの掲載や、「ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装の分別率」を毎年公表しているところです。今後は、ナッジ（行動科学に基づく手法）の活用をはじめとした普及広報の取組を推進するとともに、効果的な伝え方を検討してまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
23	次の施策を提案する。 ・マイハシ運動をもっと働きかける 私は、10年前から、割りばしを使っている店ではマイハシで食べている。マイハシを使う人はほとんど見当たらない。そこで、割りばしを使う店を減らす運動の強化を提案する。	循環型社会の実現に向けて、マイバッグ、マイボトル等の利用といった2R（リデュース・リユース）の取組を今後も推進いたします。 また、飲食店などの事業系ごみの減量化・資源化については、事業者が減量等計画書を提出する際に行うヒアリング等の機会に指導を行っており、今後も減量化・資源化を推進してまいります。	D
24	次の施策を提案する ・レジ袋を減らすマイフクロ運動 レジ袋はあまりにも安い、レジ袋の価格を上げれば（課税）自動的にマイフクロ人口が増える。	レジ袋の削減につきましては、市内のスーパー、商店街、ショッピングモール等に対し、簡易包装の推進や、マイバッグの使用を呼びかけるポスターを配布しマイバッグの使用を推進しています。 また、マイバッグの使用を推奨している事業者をエコショップに認定しています。その他、地域のスーパーや商店街と連携し、ワンウェイプラスチックの使用削減としてマイバッグ・マイボトルなどの利用促進キャンペーンを実施する等、市民の環境配慮行動の実践も呼びかけております。今後も事業者との連携や、効果的な普及広報を推進してまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
25	最近住宅が建ち始めた新しい地区に住んでいるが、分別方法のポスター等が掲載されていないため、誤ったごみの出し方がなされていることがある。 (同趣旨の御意見としてほか1件)	転入者向けの広報として、区役所窓口で「資源物とごみの分け方・出し方」の配布するほか、宅地建物取引業協会の協力を得て、転入者に川崎市の分別ルールと排出マナーについて周知を行っております。また、若年層向け広報として、資源物とごみの分類や広報ツールの紹介を、大学等と連携して新入生へ実施しております。 さらに、各種イベントにおける分別促進を狙ったリーフレット等の配布、「川崎市ごみ分別アプリ」の配信、集積所での排出指導や啓発キャンペーンの実施等により、ごみの減量化・資源化及び適正排出を推進しております。 今後も地域の事情に柔軟に対応しながら、分別ルールの徹底と排出マナーについて幅広く周知を行ってまいります。	D
26	リサイクルだけでなく「リユース」を推進する仕組みづくりを、行政・市民・事業者の協働で進めてください。	市内でのごみの減量・資源化を推進するため、環境に配慮し、ごみの資源化・減量化に取り組んでいる事業者をエコショップに、中古品の買取・販売等を行うことにより、廃棄物の再利用及び再生利用等を行う事業者をリユース・リサイクルショップに認定し、市ホームページで発信することで、市民の3Rを推進しています。 また、地域におけるボランティアリーダーである廃棄物減量指導員との連携をはじめ、「ごみゼロカフェ」等の市民参加型のイベントを実施し、ごみの減量化・資源化を推進しています。今後もごみの減量化・資源化に向けて、市民・事業者・行政が協働して取組を推進してまいります。	D

(3) その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
27	学校給食の牛乳パックが焼却されていると聞いています。資源化に取り組む必要があると思います。	牛乳パックを含め、資源化の取組は重要と考えており、今後、取組を検討してまいります。 小学校等に対しては、副読本を活用した環境教育の実施のほか、市民団体による牛乳パックリサイクルの出前授業を実施しており、出前授業を受けた学校では、牛乳パックリサイクルの取組を進めています。	C
28	高齢者への配慮と災害廃棄物について関連付けている点がいいと思います。 災害廃棄物に関するパンフレットを作製・配布していることはいいと思いますが、パンフレットを使った市民との対話が必要であり、地区ごとに一次仮保管場所の設置や運営について住民と行政とで話し合いをしていくことが不可欠だと思います。	一次仮保管場所につきましては、壊れた家具や家電等の片付けごみを、原則として市民自らが持ち込みを行う排出場所として市が設置を行うもので、持ち込みいただくにあたっては生ごみ等が混在しないようにしていただくことなども重要ですので、廃棄物減量指導員連絡協議会等地域のボランティアと話し合う機会等について検討していきます。	D
29	雨が降るたびに、使い捨てプラスチック製の傘袋が大量廃棄されますが、市民館・市役所・区役所をはじめ、市のほとんどの施設でも、これを使用しています。傘袋は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の適用がありませんので、リサイクルされず、すべて廃棄・焼却されています。違う場合は、その廃棄方法について情報をお知らせください。鍵付き傘立て等の設置は撤去の一途ですが、行政から率先して、この使い捨て傘袋の削減に取り組むことを検討して欲しいと思います。	国の「プラスチック資源循環戦略」において、「2030年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制」をマイルストーンに掲げており、本市としても引き続きリデュース（排出抑制）の取組を進めていくことは重要であると認識しております。 市内のプラスチックごみの対応に関しては、自治体として、自らが率先して取り組む必要があることから、P44「基本施策Ⅱ（3）①市庁舎等におけるごみ減量化運動の推進」に位置付けて、プラスチックごみの削減及びリサイクルの取組を進めてまいります。	B

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
30	プラスチック収集が土曜日の地域もあるが、できれば平日に集中させたほうが、回収率が上昇すると思うことがある。土曜日は仕事が休みの人も多く、そういった気のゆるみからプラスチックゴミが燃えるゴミにシフトするケースもあると思った。回収日の工夫なども分別率をあげる一つの方法としてあるのではないだろうか。	ごみの収集につきましては、小学校の登校時間への配慮や交通事情、ごみ排出量、処理センター等への搬送距離など様々な状況を踏まえ、効率的な収集ルートを構築していくなかで、収集日等を設定しているところです。	D
31	川崎市では、市民による廃食油回収が長年にわたり進められ、年間2万リットルもの廃食油が集められ、石けん製造とBDF燃料に生かしています。川崎市として回収を広げ、再生可能エネルギーとしてより有効に活用される施策を進めていただきたいと思います。	脱炭素社会の実現に向けて再生可能な資源の活用は重要な取組と考えております。廃食油の有効活用につきましても、必要な取組のひとつであると認識しておりますので、引き続き検討してまいります。	C



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

一般廃棄物処理基本計画

— ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン —
第3期行動計画



令和4（2022）年3月



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

目 次

第1章 総論	- 1 -
1 川崎市一般廃棄物処理基本計画の概要	- 1 -
2 第2期行動計画の取組と進捗状況	- 3 -
(1) 主な取組状況	- 3 -
(2) 進捗状況	- 6 -
3 社会状況の変化等	- 13 -
第2章 第3期行動計画	- 18 -
1 第3期行動計画の策定について	- 18 -
2 計画期間	- 18 -
3 第3期行動計画の目標及び指標等	- 19 -
(1) 目標	- 19 -
(2) 定性的な指標	- 21 -
4 計画の体系	- 23 -
5 重点施策	- 26 -
(1) 重点施策の設定の視点	- 26 -
(2) 重点施策	- 27 -
6 具体的施策	- 40 -
7 計画の推進・管理	- 51 -
(1) 計画の進行管理	- 51 -
(2) 計画の進捗状況の公表	- 51 -
資料編 川崎市のごみの現状・将来予測	- 52 -

第1章 総論

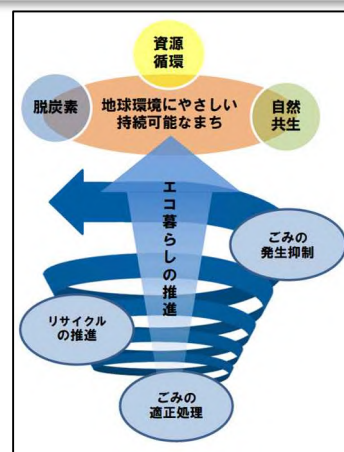
1 川崎市一般廃棄物処理基本計画の概要

■ 基本理念

地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして

本市は、154万人の人口を抱える大都市であり、環境意識の高い市民・事業者が多く、「環境市民」として、多様な取組を地域で率先して行っています。

今後も、資源循環・脱炭素・自然共生の統合的な取組を推進し、市民・事業者と協働して環境問題を改善することで、ひいては、市域内にとどまらず、日本そして地球環境全体の保全に貢献するため、日本のトップランナーとして率先して取り組んでいきます。



■ 基本方針

図1-1 「エコ暮らし」なライフスタイルへの転換

1 社会状況の変化等に的確に対応し、限りなくごみをつくらない社会を実現します

本市で引き続き見込まれる人口増加や将来的な人口減少・少子高齢化、災害対策の強化などの社会状況の変化等に対しても的確に対応しながら、ものを大切に有効活用することによって、ごみを発生させないライフスタイルを迫及し、また、それを実践することによって、限りなくごみをつくらない社会の実現を目指していきます。

2 市民・事業者・行政の協働により“エコ暮らし”を実践し、さらに3Rを推進します

一人ひとりが、地球環境の状況を考え、それぞれが市民生活や事業活動の中で、循環を基調とした生活の質の高さと環境の保全を両立させたライフスタイルである“エコ暮らし”を実践し、それを習慣化させる取組を推進していきます。

3 安心して健康に暮らせる快適な生活環境を守ります

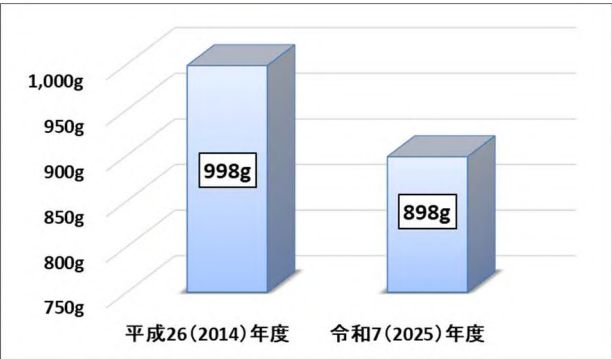
地域の生活環境を守り、安心して暮らせるまちをつくるため、市民が健康的で快適な生活を送ることのできるライフラインとして、安全・安心な処理体制を確保し、適正に廃棄物の処理を行っていきます。

■ 計画期間

基本計画の期間は、平成 28(2016)年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間とします。
ただし、大きな社会状況の変化等があった場合には、計画期間の途中に見直しを行います。

■ 基本計画の目標

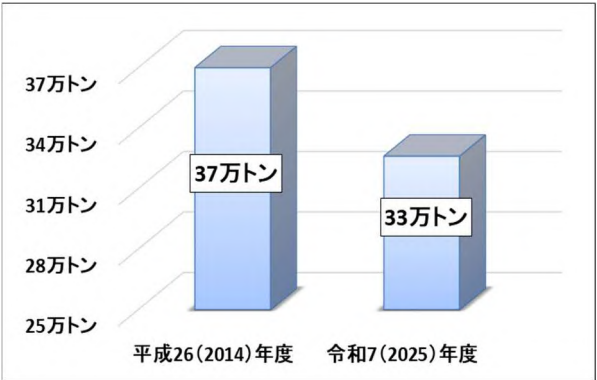
【目標 1】 1 人 1 日あたりのごみ排出量を 10%削減する（998g⇒898g）



※ごみ排出量とは、一般家庭から排出されるごみ（普通ごみ・粗大ごみ・資源物・資源集団回収）、事業者から排出されるごみ（事業系焼却ごみ・事業系資源物）、道路清掃ごみの合計

グラフ 1-1 1 人 1 日あたりのごみ排出量

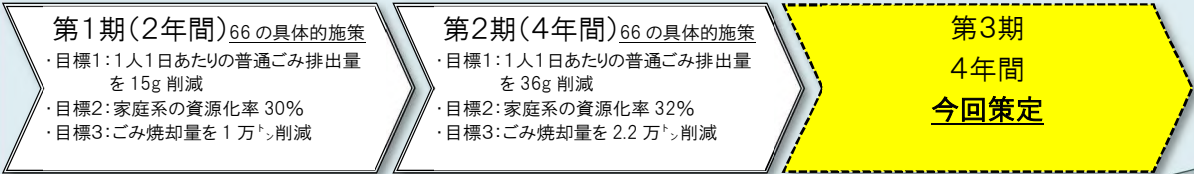
【目標 2】 ごみ焼却量を 4 万トン削減する（37 万ト⇒33 万ト）
（家庭系 2 万ト削減、事業系 2 万ト削減）



グラフ 1-2 ごみ焼却量

● 基本計画と行動計画の位置付け

基本計画の目標達成に向け、行動計画において具体的施策を定め、中間目標を設定



2 第2期行動計画の取組と進捗状況

第2期行動計画（計画期間：平成30（2018）年度から令和3（2021）年度まで）の取組と進捗状況は次のとおりです。

●第2期行動計画 平成30（2018）年度～令和3（2021）年度

◎目標

- 1) 1人1日あたりの普通ごみ排出量 36g 削減（443g ⇒ 407g）
- 2) 家庭系の資源化率 32%（28% ⇒ 32%）
- 3) ごみ焼却量 2.2 万トンを削減（36.6 万トン ⇒ 34.4 万トン）

◎指標

社会状況の変化に即した、質の高い市民サービスの提供に向けた指標を設定

（1）主な取組状況

基本施策Ⅰ 「環境市民」をめざした取組

- 地球環境に配慮した生活を送る「環境市民」を目指し、市民・事業者・行政が協働・連携し、環境配慮行動「エコ暮らし」の実践を図りました。
- 幼稚園、小学校等へ副読本などの教材を配布するとともに、エコ暮らし環境館での環境教室などを通じて環境教育・環境学習の場の提供をしました。
- 市民や事業者などの多様な主体がごみ減量について意見交換する「ごみゼロカフェ」の開催、市（区）廃棄物減量指導員連絡協議会の開催を通じて市民参加の促進を図りました。
- 年間10万人を超える転入者に対して、区役所等で「資源物とごみの分け方・出し方」のリーフレットを配布して普及啓発を行うとともに、市内大学や不動産業界に対してチラシの配布依頼など、ターゲットを絞った広報を実施しました。
- 災害時のごみの分別排出方法等について、災害廃棄物処理ハンドブックの作成や平時から市民への周知を実施しました。

項目	H30 実績	R1 実績	R2 実績
出前ごみスクールの開催回数	142 回	135 回	186 回
ごみ分別アプリの閲覧数	622,601 回	731,541 回	1,232,667 回
啓発用リーフレットの配布数	371,000 部	147,000 部	114,000 部
ふれあい出張講座の開催回数	113 回	120 回	13 回※
家庭のごみダイエット・チェックシートの活用枚数	12,000 枚	12,000 枚	12,000 枚
災害発生時の分別方法リーフレットの配布数	—	3,200 部	114,000 部 (啓発用リーフレットに統合)

※新型コロナウイルス感染症の影響により減少

基本施策Ⅱ ごみの減量化・資源化に向けた取組

- より一層のごみの減量化・資源化を図るため、2R（リデュース・リユース）に重点を置き、やむを得ず出るごみの中で資源化できるものはリサイクルしてきました。
- 資源物の拠点回収、店頭回収の取組の推進、衣料品の店頭回収等を行っている事業者をエコショップ等に認定して市ホームページで公表しました。
- ミックスペーパー・プラスチック製容器包装分別率向上のため、広報内容の変更に向けた実証事業を行いました。

項目	H30実績	R1実績	R2実績
ミックスペーパー分別率	33.5%	30.6%	30.1%
プラスチック製容器包装分別率	35.8%	35.8%	37.8%
エコショップ認定件数	437件	434件	430件
資源集団回収量	38,642t	36,863t	36,995t
衣料品リサイクル回収店舗数	21店舗	17店舗	15店舗
焼却ごみに含まれる事業系古紙の量	42,777t	41,258t	36,546t
生ごみリサイクルリーダーの派遣による対応人数	2,049人	1,828人	152人※
食べきり協力店の取組登録店舗数	204店舗	250店舗	262店舗

※新型コロナウイルス感染症の影響により減少

基本施策Ⅲ 廃棄物処理体制の確立に向けた取組

- 資源物にならないごみを適正に処理するとともに、市民生活のライフラインとして3処理センター体制の安定的な運用を図りました。
- 旧川崎生活環境事業所の機能を、南部生活環境事業所と中原生活環境事業所に統合する4生活環境事業所体制へ移行し、生活環境事業所の機能強化を実施しました。
- 幸区、中原区、高津区、宮前区の大規模集合住宅等の一部地域における普通ごみ等収集運搬業務と、浮島処理センターの夜間運転監視等業務の民間委託を実施しました。
- 有害廃棄物を対象としたモデル回収の実態調査の実施や、災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保に向けた取組の実施、公共と民間の役割分担の検討などを実施しました。

項目	H30実績	R1実績	R2実績
ごみ焼却量	356,233t	356,044t	357,662t

基本施策Ⅳ 健康的で快適な生活環境づくりの取組

- 廃棄物処理事業の基盤である生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、市民が健康的で快適な日々の生活が過ごせるよう、安全・安心な生活環境づくりや、地域課題解決のため、市民・事業者・行政が協働した取組を行いました。

- 一時的に多量に排出される家庭系ごみの収集制度の確立、各処理センターに搬入される事業系一般廃棄物に対する内容審査等を実施しました。

項目	H30 実績	R1 実績	R2 実績
集積所の改善指導回数	234 回	300 回	239 回
各種普及啓発キャンペーンの実施回数	70 回	81 回	73 回
ごみ相談窓口の実施回数	107 回	107 回	80 回
ふれあい収集の実施件数（普通ごみ）	1,049 世帯	1,126 世帯	1,281 世帯
ふれあい収集の実施件数（粗大ごみ）	1,888 件	1,851 件	1,912 件
不適正排出の立入検査・指導回数	233 回	216 回	144 回

基本施策Ⅴ 低炭素社会・自然共生社会をめざした取組

- 資源循環に加えて、「低炭素※」・「自然共生」の視点を持った総合的な取組を実施し、温室効果ガスの削減に取り組みました。
- 処理センターを安定的に稼働して廃棄物発電を行い、所内電力に活用するとともに、令和元（2019）年7月からは自己託送の範囲を12の市公共施設へと拡大し、余剰電力は売却して温室効果ガスの削減に貢献しました。

※第2期行動計画までは低炭素社会をめざした取組を推進していました

項目	H30 実績	R1 実績	R2 実績
ごみ発電量	114,736,212kWh	113,701,448kWh	119,868,330kWh
ごみ売電量	68,426,456kWh	69,852,386kWh	69,528,488kWh
電力の一括契約電力量	7,800kW	914,800kW	1,115,000kW

コラム1 電力の一括契約って何だろう？

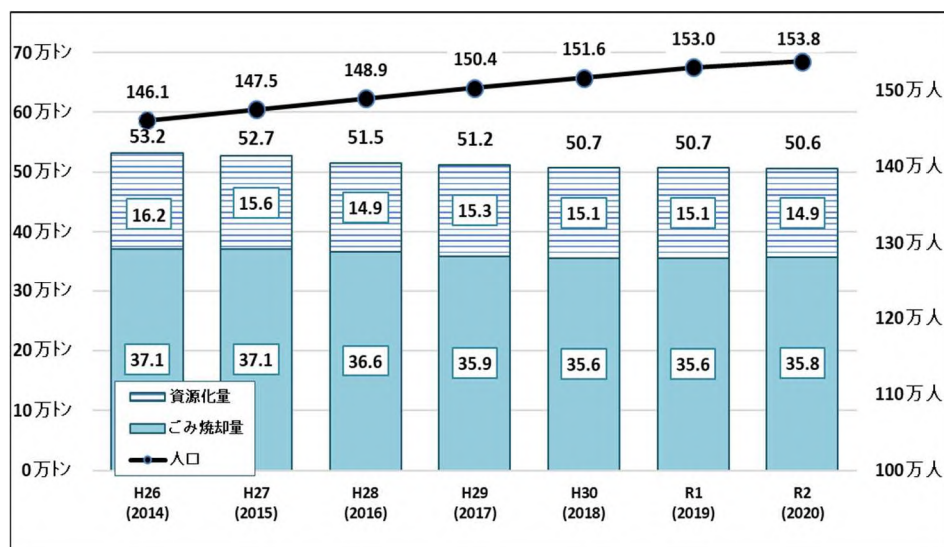
- 市のごみ焼却処理施設で発電した電力（売電）と、市の公共施設で使用した電力（買電）を一括して契約することです。これにより、市が自ら発電した電気を、市の公共施設で自ら使用する「エネルギーの地産地消」が期待されます。

【メモ】送電線は一般電気事業者（東電等）の設備を利用

(2) 進捗状況

ごみの総排出量の削減、1人1日あたりのごみ排出量の削減、資源化の推進等の進捗状況は次のとおりです。

■ ごみ総排出量の削減



グラフ 1-3 ごみ総排出量と人口の推移

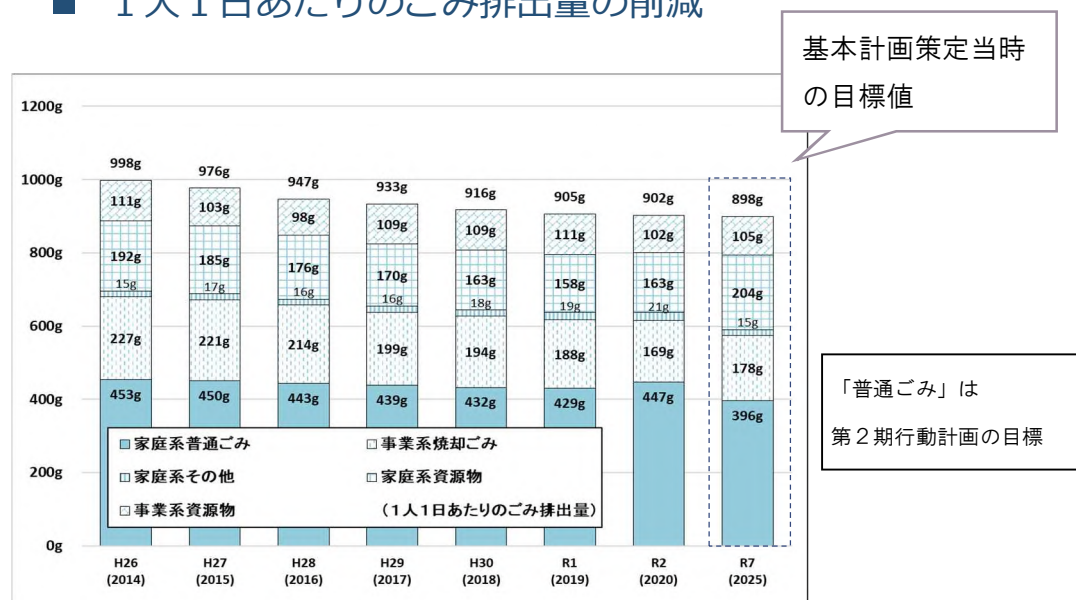
本市は平成26（2014）年度から令和2（2020）年度にかけて人口が約8万人（約5％）増加しているため、通常であればごみ総排出量も増加しますが、3R（リデュース、リユース、リサイクル）施策の取組を市民・事業者と協働で進めていくことにより、1人1日あたりのごみ排出量が削減され、ごみの総排出量は53.2万tから約2.6万t（約5％）減少しています。ただし、近年（直近3か年）においては横ばいの状況となっています。

コラム2 3R推進キャラクター「かわるん」



川崎市の3R推進キャラクターとして平成25（2013）年3月に誕生しました。「かわるん」は、かわさきの「かわ」と「3R」を掛け合わせたもので、ごみが資源に「かわ」る、ライフスタイルが「かわ」る、さらには川崎市が循環型のまちに「かわ」という願いが込められています。

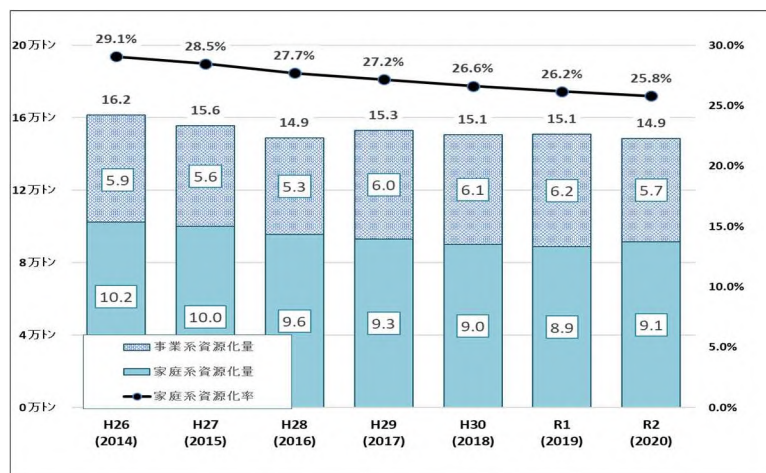
■ 1人1日あたりのごみ排出量の削減



グラフ 1-4 1人1日あたりのごみ排出量の推移

1人1日あたりのごみ排出量は、平成26（2014）年度に998gありましたが、令和2（2020）年度には902gと100g近く発生抑制され、基本計画の目標達成間近となっています。令和2（2020）年度の1人1日あたりのごみ排出量は、基本計画策定当時の想定と比べると資源物の量が少ないものの、リサイクルよりも環境負荷が少ない2R（リデュース・リユース）が進むことで1人1日あたりのごみ排出量が抑制されたと考えられ、ごみを出さないという観点ではより望ましい結果となっています。一方、「1人1日あたりの普通ごみ排出量」は、これまで減少傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症への対策としての外出自粛やテレワーク等による在宅時間の増加に伴い、令和2（2020）年度の排出量は増加しました（新型コロナウイルス感染症によるごみの排出動向への影響はP12「コラム4」を参照。）。

■ 資源化の推進



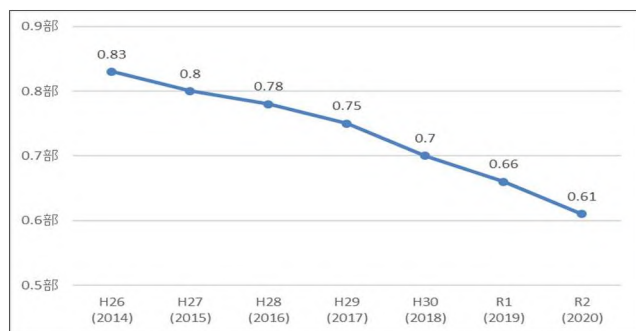
グラフ 1-5 資源化量（率）の推移

【家庭系資源物】

- ・ 資源集団回収
（段ボール・古紙等）
- ・ 空き缶
- ・ 空きびん
- ・ ペットボトル
- ・ プラスチック製容器包装
- ・ ミックスペーパー
- ・ 小物金属

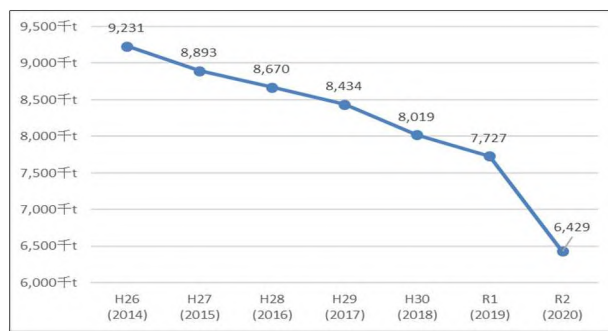
など

「家庭系資源化率」は
第2期行動計画の目標



グラフ 1-6 1世帯あたりの新聞発行部数【全国】

（日本新聞協会のデータより本市作成）

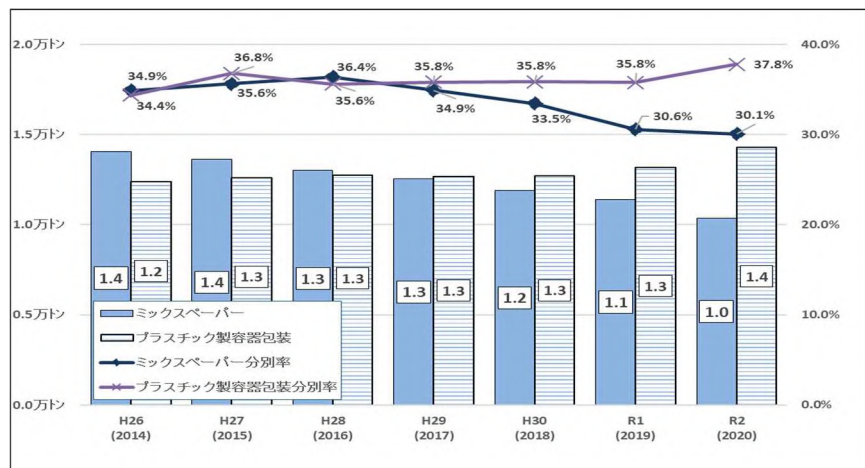


グラフ 1-7 印刷・情報用紙※国内需要【全国】

（日本製紙連合のデータより本市作成）

※書籍や雑誌の印刷、コピー用紙などに向いている用紙のこと

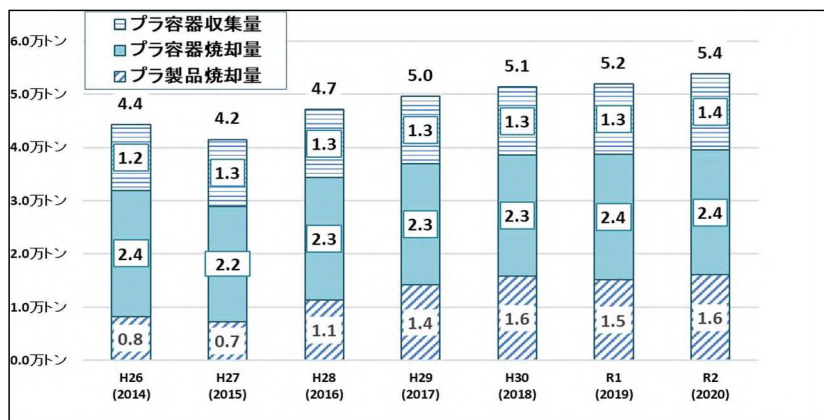
近年の資源化率は低下傾向にあります。その要因として、ミックスペーパーや紙類の資源集団回収による紙資源物の収集量が顕著に下がっていることがあります。収集量が減っている背景には、インターネットニュースの普及による新聞購読等の減少や印刷用紙の需要減少などペーパーレス化が進んでいることが考えられます。なお、ペーパーレス化は資源化率減少の要因になりますが、ごみの発生抑制の視点から見れば望ましいことでもあります。また、段ボールについては資源集団回収による回収量が増える一方で、焼却ごみへの混入量も増えている状況です。



グラフ 1-8 ミックスペーパー・プラスチック製容器包装収集量（分別率）の推移

本市は、家庭系資源物のうち、平成22（2010）年度からミックスペーパー、平成25（2013）年度からプラスチック製容器包装の分別収集を全市で開始しました。プラスチック製容器包装の収集量は年々増加傾向にあります。ミックスペーパーは前述のとおり減少傾向にあります。また、普通ごみ組成調査結果から分別率を算出すると、それぞれ30%台で推移しており、分別率が高いとは言えない状況にあります。

ペットボトルを除いたプラスチックごみ全体（コラム3参照）は、平成26（2014）年度は4.4万tでしたが、令和2（2020）年度には5.4万tと増加傾向にあり、その中でも、プラスチック製品の焼却量は平成26（2014）年度から令和2（2020）年度にかけて0.8万tから1.6万tへと増加していると推計されます。脱炭素化に向けては、プラスチック製容器包装の減量化・資源化の取組を進めるとともに、プラスチック製品への対応も必要となっています。



グラフ 1-9 本市のプラスチック製容器包装の収集量と焼却量及びプラスチック製品の焼却量

コラム3 プラスチックごみの分類

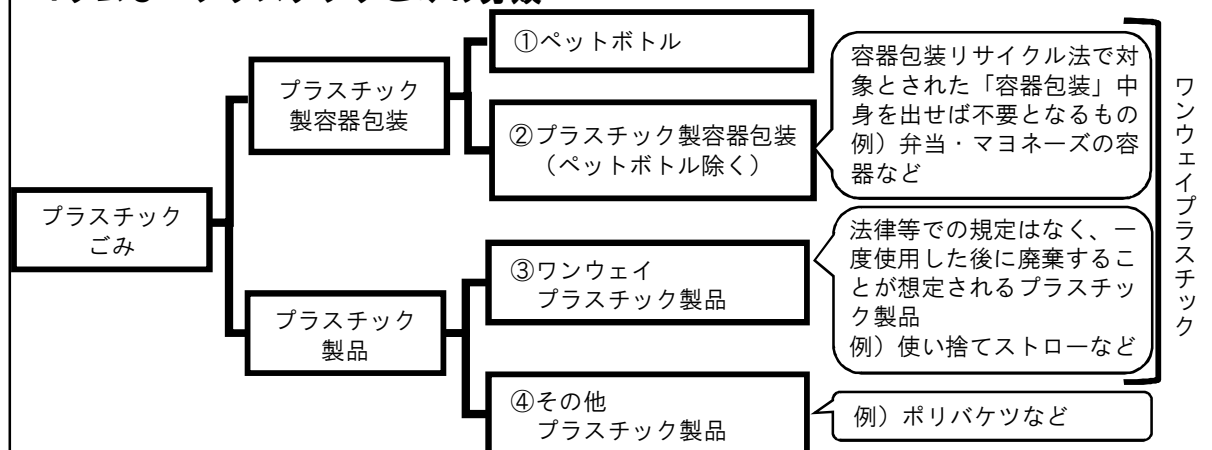
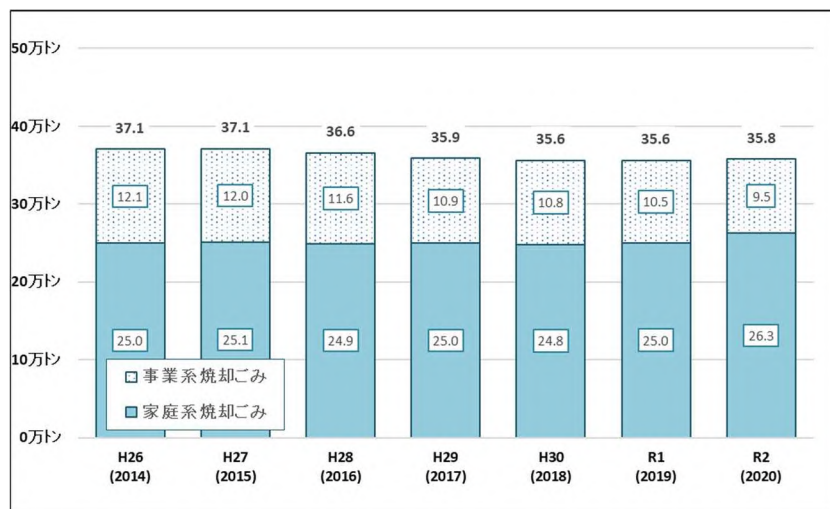


図 1-2 家庭から排出されるプラスチックごみの分類イメージ ※事業系のプラスチックごみは産業廃棄物

いわゆる「プラスチックごみ」は上図のとおり分類され、このうち、川崎市で分別収集しているのは、「①ペットボトル」と「②プラスチック製容器包装」です。

現在、「③ワンウェイプラスチック製品」や「④その他プラスチック製品」は「普通ごみ」として収集し焼却処分していますが、これらは、普通ごみの組成調査から推定すると平成26（2014）年から令和2（2020）年にかけて約8千tほど増えていると考えられますので、温室効果ガス削減のためにも対応が必要です。

■ ごみ焼却量の削減

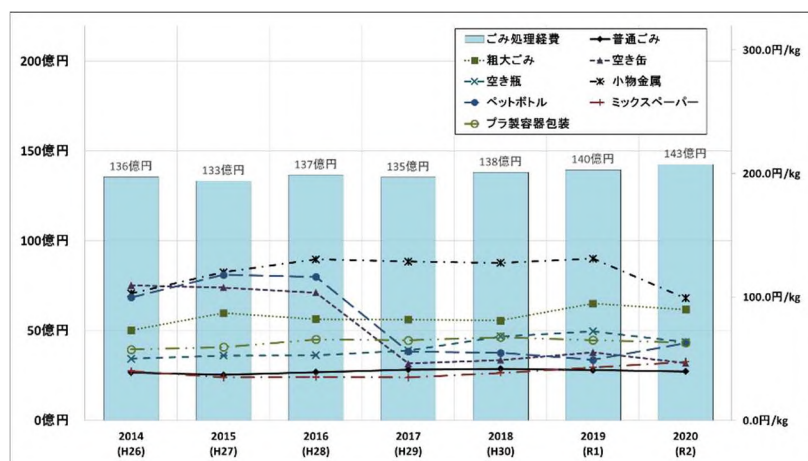


「ごみ焼却量」は
第2期行動計画の目標

グラフ 1-10 ごみ焼却量の推移

ごみ焼却量は目標設定基準年度（平成 28（2016）年度）から減少しているものの、直近 3 か年については、横ばいの状況となっています。これは、将来人口推計を上回る人口増加や、令和元年度東日本台風による被災、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

■ ごみ処理費用



グラフ 1-11 ごみ処理原価の推移

本市は、資源物やごみ収集運搬業務、また廃棄物処理施設の委託など民間事業者の活用等により、効果的・効率的な廃棄物処理体制を構築してきました。一方で、人件費や資機材の高騰等の外的要因により直近 3 か年のごみ処理費用は 140 億円前後で推移しています。今後、焼却場の建替え等に伴い、ごみ処理費用が更に上昇することが見込まれることから、引き続き効果的・効率的に事業を進めていくことが必要です。

■ 目標の進捗状況

行動計画では、基本計画の目標達成に向けた中間目標を設定しています。第2期行動計画では3つの目標等を掲げており、目標の達成見込みについて整理します。

表 1-1 第2期行動計画及び基本計画の目標値と実績値の状況

第2期行動計画（計画期間：H30～R3）	基準値	実績値				目標値	達成見込
	H28年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R3年度	
【ごみの発生抑制の推進】 ①1人1日あたりの普通ごみ排出量	443 g	432 g	429 g	447 g	407 g		×
【リサイクルの推進】 ②家庭系の資源化率	27.7%	26.6%	26.2%	25.8%	32.0%		×
【ごみ焼却量の削減】 ③ごみ焼却量	36.6 万 t	35.6 万 t	35.6 万 t	35.8 万 t	34.4 万 t		×
基本計画（計画期間：H28～R7）	H26年度	H30年度	R1年度	R2年度	R7年度		
【ごみの発生抑制の推進】 ④1人1日あたりのごみ排出量	998 g	916 g	905 g	902 g	898 g		○

基本計画の
中間目標
達成

※目標達成が見込まれるものは「○」、困難な状況にあるものは「×

※基本計画の目標「ごみ焼却量 33 万 t」は第2期行動計画目標③と同項目のため省略

第2期行動計画の目標の進捗状況について、①「1人1日あたりの普通ごみ排出量」は、令和元年東日本台風による影響があった中でも、減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症によるごみ排出動向の変化などにより令和2（2020）年度は増加しました。②「家庭系の資源化率」は減少傾向にありますが、この対象品目（資源物）には、空き缶、ペットボトル、空きびんなど、約9割以上の分別率となっているものもあれば、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装では3割～4割程度となっており、これら分別率の低い対象品目に焦点を当てて取組を進めていく必要があります。③「ごみ焼却量」は、直近3か年、横ばいで推移しており、計画どおりに削減ができていない状況です。令和2（2020）年度については新型コロナウイルス感染症による影響等から、家庭系ごみ焼却量が増加し、事業系ごみ焼却量が減少するといったごみの排出動向等に大きな変化が生じています。

一方、基本計画の目標である④「1人1日あたりのごみ排出量」は、898 gの目標達成間近となっています。なお、環境省の「一般廃棄物処理事業実態調査¹」においては、平成29(2017)年度から令和元（2019）年度まで3年連続政令指定都市最少を達成するなど、着実なごみの減量化を進めています。

基本計画の目標である「1人1日あたりのごみ排出量 898 g」は、同じく基本計画の目標である「ごみ焼却量 33 万 t」を達成するための目標です。基本計画策定（平成26（2014）年度）以降、人口増加やライフスタイルの変化、ペーパーレス化の進行、新型コロナウイルス感染症によるごみ排出動向の変化など社会状況が変化していく中、「ごみ焼却量 33 万 t」を目指していくには、リサイクルはもとより、より環境負荷が少ない2R（リデュース・リユース）の取組を進めていき、「1人1日あたりのごみ排出量」を、898 gから更に削減していく必要があります。

¹ 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査（毎年度公表）」

コラム4 新型コロナウイルス感染症に伴うごみ排出動向への影響

新型コロナウイルス感染症は、日本では令和2（2020）年1月15日に国内の感染者が初めて確認されて以降感染拡大し、同年4月7日に東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県を対象に緊急事態宣言が国から発出（同日から実施区域に指定）され、不要不急の外出自粛、学校や映画館、飲食店などへの休業要請、テレワークなどの推進、イベント開催の制限や中止など、市民生活は大きく変化しました。一時は対象地域が全国に拡大されましたが、医療体制の整備状況等を総合的に判断し、同宣言は5月25日に解除されました。その後、再び感染者が増加したことから、神奈川県内については、2回目の緊急事態宣言（令和3（2021）年1月7日発出）が1月8日から3月21日までの期間で、同年4月20日からは川崎市、横浜市、相模原市に対してまん延防止等重点措置が適用（4月28日から適時措置区域の追加、7月22日からは県内全域に拡大）され、3回目の緊急事態宣言は8月2日から9月30日までの期間で神奈川県全域が対象区域となりました。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症への対策としてテレワークの実施による在宅時間の増加、テイクアウト・デリバリーの活用等によって、令和2（2020）年度では、普通ごみ・プラスチック製容器包装をはじめ、ほとんどの家庭系ごみの排出量が増加するなど、排出動向が変化しています。一方、外出自粛や、イベントの開催制限、営業時間の短縮要請などによる事業活動の変化に伴い事業系ごみの減少などの影響が出ています。

第3期行動計画においては、これら生活様式の転換に伴うごみ排出動向の変化も的確に把握し、対応していく必要があります。

表 1-2 ごみの排出動向

種別	普通ごみ	缶・ペットボトル	空きびん	プラスチック製容器包装	ミックスペーパー	粗大ごみ	小物金属	事業系焼却ごみ
令和元年度	240,520t	12,023t	10,379t	13,170t	11,409t	11,118t	4,342t	105,567t
令和2年度	250,897t	13,121t	11,395t	14,288t	10,356t	12,841t	4,656t	94,981t
令和2年度/令和元年度	104%	109%	110%	108%	91%	115%	107%	90%

コラム5 家庭系資源化率と分別率

家庭系資源化率は、家庭から排出されたごみ総量に対する資源物全体の割合です。一方、分別率は、個別の資源物（プラスチック製容器包装など）が資源として収集された割合です。分別率の計算の方法は、個別の資源物の収集量を分子に、分母は収集量と焼却量（普通ごみの中のプラスチック製容器包装などの混入量）を足し合わせて計算します。焼却量は、普通ごみ組成調査（サンプル調査）の結果を基に算出しています。算出にあたっては、一時的な要因による変動を抑制するため、統計的手法を用いています。

$$\text{資源化率} = \frac{\text{資源物（全体）の分別収集量}}{\text{資源物（全体）の分別収集量} + \text{普通ごみ量} + \text{粗大ごみ量等}}$$

$$\text{分別率} = \frac{\text{資源物の分別収集量}}{\text{資源物の分別収集量} + \text{資源物の焼却量（推計）}}$$

3 社会状況の変化等

■ 国内外の動向

平成 29(2017)年に中国政府が「外国ごみの輸入禁止と固形廃棄物輸入管理制度改革の実施計画」を発表し、外国から環境への悪影響が大きいごみとして、廃プラスチック 8 品目等の輸入を禁止する方針を打ち出しました。令和 3（2021）年 1 月には「バーゼル条約」において、輸出入を規制する対象物に「汚れたプラスチックごみ」が追加となり、こうしたことにより、国外での処理に頼っていた多くのプラスチックごみを日本国内で適正処理していくことが必要となりました。また、プラスチックごみを巡っては、令和元（2019）年に、国が「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和 12（2030）年までに「プラスチック製容器包装の 6 割をリユースまたはリサイクルする」など 6 つのマイルストーンが設定されるとともに、G20 において「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が表明され、令和 32（2050）年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロを目指すこととなりました。

国内では、平成 30（2018）年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、地域循環共生圏の形成に向けた施策や、食品ロス削減の国民運動、海洋ごみ対策、小型家電の回収・再資源化の促進、紙おむつのリサイクルなどの取組を進めるとしています。脱炭素化に向けては、令和 3（2021）年 4 月の気候変動サミットで、温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度に 46%削減（2013 年度比）することを内閣総理大臣が表明し、取組が加速化しています。また、令和 3（2021）年 6 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が国会で成立し、プラスチックの資源循環の取組を強化していくこととされています。

国民のライフスタイルの面では、近年「中食²」の市場規模が年々拡大していることや、新型コロナウイルス感染症の影響等による生活様式が変化していく中での「巣ごもり消費³」の増加などの変化が見られます。ライフスタイルの変化はごみの排出動向に影響してくるため、今後も社会状況やごみの排出動向を注視し、対応を検討していく必要があります。

このほか、気候変動に伴う大型台風の襲来等で発生する災害廃棄物の対策の検討なども引き続き必要となっています。

■ 川崎市の状況

川崎市の人口は、平成 26（2014）年では政令市で第 8 位でしたが、武蔵小杉駅など主要駅周辺の開発等による人口流入もあり、平成 29（2017）年には 150 万人を超え、令和元（2019）年には 153 万人を超え、政令市で第 6 位の都市となりました。日本全体では人口減少が進む中、今後も当面の人口増加が見込まれており、令和 4（2022）年に新たに発表した将来人口推計では、令和 12（2030）年に 160.5 万人となりピークを迎え、以降、自然減が社会増を上回るかたちで人口減少への転換が想定されるとともに、高齢化が更に進展していく見込みとなっています。

² スーパー・コンビニエンスストア等の弁当や総菜や、外食店のデリバリー等、家庭外で調理・加工されたものを購入して食べる形態の食事

³ 食品や家事用品の購入、インターネットを活用した購入など、自宅で過ごすための消費

表 1-3 川崎市の将来人口推計

基本計画策定時

項目	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R12(2030)	R22(2040)	R32(2050)
将来推計 (H26発表)	150.4万人	150.6万人	150.8万人	151.1万人	151.8万人	151.6万人	152.2万人	149.2万人	142.2万人
将来推計 (H29発表)	153.7万人	154.4万人	155.1万人	155.8万人	156.6万人	157.3万人	158.6万人	156.7万人	150.8万人
新将来推計 (R4発表)	153.8万人	154.7万人	155.6万人	156.5万人	157.3万人	158.2万人	160.5万人	159.2万人	154.9万人
推計の差 (H26とR4)	3.4万人	4.1万人	4.8万人	5.4万人	5.5万人	6.6万人	8.3万人	10.0万人	12.7万人

国は、SDGs⁴を平成 27（2015）年 9 月に採択しました。本市では、平成 31（2019）年 2 月に SDGs 推進に関する基本的な方針として「川崎市持続可能な開発目標(SDGs)推進方針」を策定しました。こうした中で SDGs 推進に関する本市の高いポテンシャルと達成に向けた提案が評価され、令和元（2019）年度 7 月に国から「SDGs 未来都市」に選定されています。

令和 4 年 3 月策定の「川崎市総合計画第 3 期実施計画」では、5 つの基本政策と 23 の政策について SDGs の各ゴール、ターゲットとの関係を整理することから、「川崎市持続可能な開発目標(SDGs)推進方針」を統合し、「持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進」をしていく中で、SDGs の諸目標の達成をめざしていくこととしています。

◆ コラム 6 SDGs について

SDGs「Sustainable Development Goals」は、「持続可能な開発目標」と訳され、2015 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなす目標です。

SDGs は 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、「川崎市総合計画第 3 期実施計画」では各施策との関連性を明確化して取組を推進しています。

第 3 期行動計画においては、次のゴールを各施策に関連付け、取組を推進していきます。



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



持続可能な生産消費形態を確保する。

⁴ Sustainable Development Goals の略。国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなす目標であり、17 のゴールと 169 のターゲットで構成

■ 脱炭素化に向けて

地球の平均気温は、産業革命以前と比べると既に1℃程度上昇しており、日本では日最高気温30℃以上の真夏日と35℃以上の猛暑日の日数も増加傾向にあります。このまま気温が上昇すると熱中症リスクや洪水・土砂災害の増加、農作物の栽培適地の変化や食料供給の不安定化のほか、感染症を媒介する蚊などの分布可能域が変化し感染症リスクが高まるとの予測もあります。このように、地球温暖化は、私たちの生活にも影響を及ぼす問題です。

地球温暖化の原因となるCO₂等の温室効果ガスの排出量を見てみると、平成30（2018）年度の川崎市の市域全体での排出量は2,259万t-CO₂で政令市最大となっており、そのなかでも川崎市役所は市域内で7番目に多く排出している事業者となっています。市役所が排出する約40万t-CO₂の温室効果ガスの約4割が廃棄物の焼却によるもので、その内の約8割がプラスチックごみの焼却によるものであることから、市役所においても市民・事業者と協働して対応していくことが必要となっています。



関連方針①

かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050

世界各国及び国内において2050年のCO₂排出実質ゼロの動きが加速する中、本市が脱炭素化の取組を進めていくためのスタート地点として、脱炭素化に向けた目標や具体的な取組を定めた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」を令和2（2020）年11月に策定しました。また、脱炭素戦略を踏まえた2030年の達成目標や脱炭素戦略をさらに加速させる取組等を位置付けるため、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を令和4（2022）年3月31日に策定しました。



関連方針②

川崎市プラスチック資源循環への対応方針

近年プラスチックごみ等による海洋汚染問題やプラスチックごみの焼却処理に伴う温室効果ガスの排出が課題となっています。こうした背景を踏まえ、プラスチックごみを取り巻くこれらの課題に総合的かつ迅速に取り組むため、令和2（2020）年11月に「川崎市プラスチック資源循環への対応方針」を策定しました。方針では、循環型社会の実現や脱炭素化に向けたプラスチックごみに関する基本的な考え方や当面の取組等について位置付けており、これらの内容について、第3期行動計画への反映が必要となります。

【基本的な考え方1】

プラスチックごみの資源循環に加え、地球温暖化や海洋汚染問題への取組を総合的に促進し、川崎市内はもとより、地球規模での効果を目指す

【基本的な考え方2】

環境意識の高い市民・事業者との連携や優れた環境技術・産業の活用を図ることにより、グリーンイノベーションの誘発など、大きな効果の発現を目指す

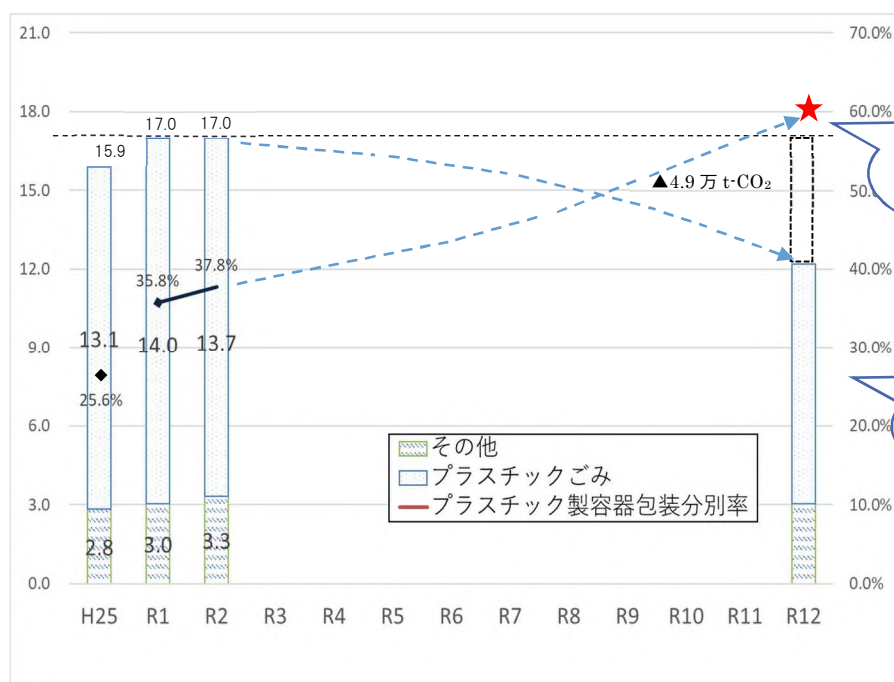
廃棄物分野における温室効果ガスの削減の必要性

前述のとおり、市役所が排出する温室効果ガスの約4割が廃棄物処理に伴うもので、その約8割はプラスチックごみの焼却由来によるものです。川崎市地球温暖化対策推進基本計画（令和4（2022）年3月31日策定）では、市役所の温室効果ガスを令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比50%削減を掲げており、内訳として、市役所の非エネルギー起源（廃棄物焼却・下水処理など）について平成25（2013）年度比24%（3.8万t-CO₂）の削減が必要となっており、さらに、平成25（2013）年度から令和2（2020）年度にかけては、排出量が1.1万t-CO₂増加しているため、令和2（2020）年度実績17.0万t-CO₂からは4.9万t-CO₂削減していく必要があります。

特に、家庭から排出されるプラスチック製容器包装の約6割が普通ごみに混入され焼却されており、温室効果ガス削減のためにはプラスチックごみの排出を抑制したり、可能な限りリサイクルをしていくなど、プラスチック資源循環等の取組を進めていくことが大変重要になります。

令和12（2030）年度までに4.9万t-CO₂削減していくには、プラスチック資源循環の取組を加速化させていき、「ワンウェイプラスチック製品」や「その他プラスチック製品」の分別収集、また、「プラスチック製容器包装」と一緒に収集する取組等が必要であり、さらに一括で収集することの相乗効果により、「プラスチック製容器包装」の分別率を上昇させていく必要があります。

具体的な指標として、「プラスチック製容器包装」については、今後の人口動態、ごみ排出量の予測等を踏まえ、令和12（2030）年度までに分別率を60%にしていくことが必要です。こうしたことから、第3期行動計画の期間内においても対応の分別率を目指す必要があります。



グラフ 1-12 温室効果ガス排出量の削減イメージと
プラスチック製容器包装の分別率

令和12（2030）年度
には分別率を60%に

温室効果ガスの大半は
プラスチックごみ由来

コラム7 脱炭素社会の実現に向けた川崎市の強み

本市の臨海部にはマテリアル・ケミカルリサイクルなど多様で高度なプラスチックリサイクル拠点多く集積しています。そのリサイクル能力は市内のペットボトルとプラスチック製容器包装の年間排出量を大幅に上回り、市内のみならず他都市のペットボトル・プラスチック製容器包装、事業系プラスチックのリサイクルも行っており、本市の優れた環境技術・環境産業が広域的な脱炭素社会の実現に貢献しています。



第2章 第3期行動計画

1 第3期行動計画の策定について

■ 策定背景

川崎市一般廃棄物処理基本計画（ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン）は、「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして」を基本理念として平成28（2016）年3月に策定されました。基本計画では、令和7（2025）年度までの方向性等を定めるとともに、実効性のある計画とするために行動計画（計画期間内の具体的施策）を定めています。行動計画については、社会状況の変化や制度改正等へ柔軟に対応するため、期間を区切って策定するものとしており、川崎市総合計画に合わせて計画期間を2年間（第1期）、4年間（第2期）、4年間（第3期）としています。今回、第2期行動計画の計画期間（令和3（2021）年度）の終了を迎え、後継計画として第3期行動計画を策定します。

想定を上回る人口増加や、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化等に伴うごみの量・質の変化に対応していき、基本計画の目標の達成に向け、本市がこれまでも取り組んできた生ごみリサイクルや食品ロスの削減など、食品廃棄物削減に向けた取組を更に推進し、焼却ごみを削減していく必要があります。また、焼却ごみとして燃やされているプラスチック製容器包装等の資源物を分別し、資源循環へとつなげていくことや、超高齢社会の到来や大規模災害への対応などの市民ニーズに応え、対応していく必要があります。

■ 策定における視点

- ア 環境負荷の少ない2R（リデュース・リユース）を基調とした循環型社会の構築
- イ 資源循環・脱炭素・自然共生の統合的な取組の推進による持続可能な社会の構築
- ウ 良好な生活環境・まちの美化向上をめざす体制の構築
- エ 効果的、効率的な事業執行体制の構築
- オ 社会状況の変化等を見据えた対応

2 計画期間

令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間とします。

3 第3期行動計画の目標及び指標等

(1) 目標

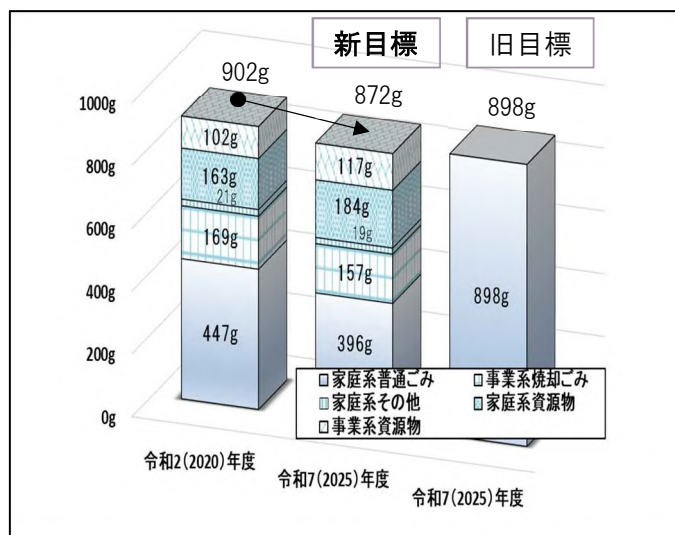
これまでの行動計画では、基本計画の目標を達成するための中間目標として目標を設定してきました。今回策定する第3期行動計画は、基本計画期間における最終の行動計画となり、基本計画の目標達成を目指すことから、第3期行動計画の目標は基本計画の目標と同様の項目とし、第2期行動計画の進捗状況等や脱炭素化の視点も取り入れた目標を新たに設定するものとします。

【目標1】 1人1日あたりのごみ排出量 30g 削減 （902g → 872g）

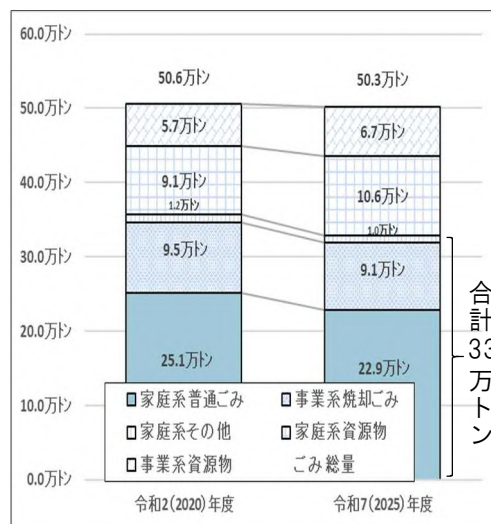
■ 目標1 ごみの発生抑制の推進

第3期行動計画が基本計画における最終の行動計画となることから、基本計画における目標達成を目指します。特に新型コロナウイルス感染症の影響等によりごみの排出動向等が変化していることから、家庭系・事業系の全体で取組を検討していく必要があります。そのため、目標を基本計画と同じ「1人1日あたりのごみ排出量」とし、人口が増加する中でもごみ焼却量 33 万 t を実現するため、「898g」から更に減量して「872g」を目指していきます。令和2（2020）年度の「1人1日あたりのごみ排出量」は 902g であることから、令和7（2025）年度に向けては 30g[※]の削減が必要となります。

総ごみ量を1人1日あたりのごみ排出量にすると



グラフ 2-1 1人1日あたりのごみ排出量（内訳）



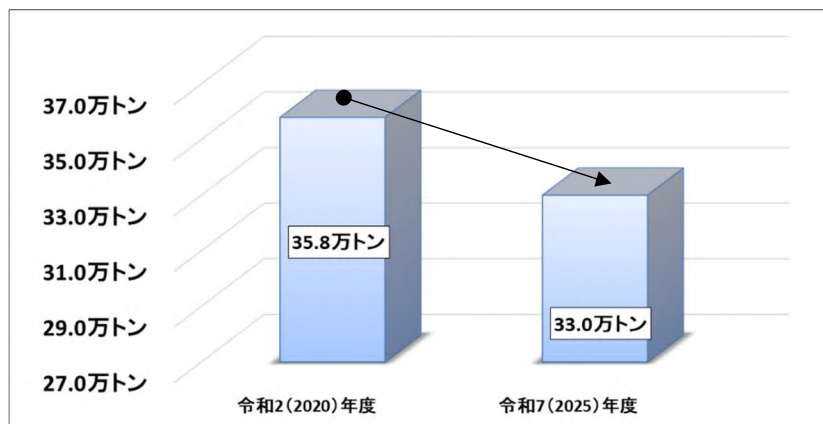
グラフ 2-2 ごみ総量

※30gの削減にあたっては、食品廃棄物の削減（1人1日あたり約9g）、粗大ごみの減量（同約2g）、ペットボトルやプラスチック製容器包装の減量（同約7g）のほか、「エコ暮らし」を進めていくことにより減量化を図っていきます。

【目標2】 ごみ焼却量を 2.8 万トンを削減（35.8 万トン→33.0 万トン）

■ 目標2 ごみ焼却量の削減

基本計画の目標達成を目指していきます。

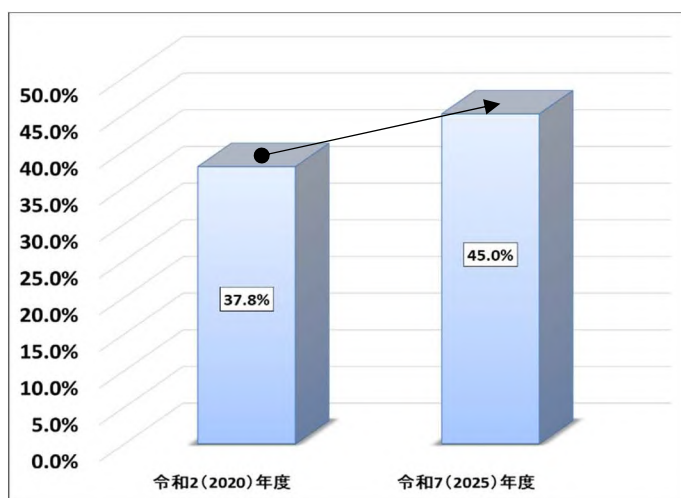


グラフ 2-3 ごみ焼却量

【目標3】 プラスチック製容器包装の分別率 45%（37.8%→45.0%）※ペットボトルを除く

■ 目標3 リサイクルの推進

廃棄物分野における脱炭素化に向けては、プラスチックごみの焼却を極力少なくすることが必要であることから、プラスチック製容器包装の分別率を向上させることが重要です。廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量 17 万 t-CO₂ を、令和 12（2030）年度までに 4.9 万 t-CO₂ 削減するには、プラスチック製容器包装の分別率を 60%にすることが必要です。そこで、第3期行動計画においては分別率 45%を目指し、その後更なる取組の加速化を図ります。



グラフ 2-4 プラスチック製容器包装分別率

※なお、これまで中間目標としてきた「1人1日あたりの普通ごみ排出量」と「家庭系の資源化率」は、重点施策の参考指標として引き続き取組の進捗管理に活用します。

(2) 定性的な指標

超高齢社会の到来や大規模災害への対応など、社会状況の変化に伴う市民ニーズは多様化・複雑化してきています。これらのごみの減量化・資源化に向けた目標値では評価できない廃棄物行政を取り巻く諸課題に即した質の高い市民サービスの提供を推進していくため、第3期行動計画において、目指すべき到達点として定性的な指標を設定し、達成状況について、毎年度、点検・評価を行います。

■ 定性的な指標

表2-1 定性的な指標

諸課題	取組の方向性	目指すべき到達点（定性的指標）
超高齢社会への対応	超高齢社会の到来に向けて、ふれあい収集などの取組の強化を図ります。また、日々のごみ収集を通じた「みまもり」など、地域等との連携強化を図ります。	高齢者が安心して暮らし続けられるまちの実現に向け、ふれあい収集を必要とする方に適切に認知・実施されるとともに「みまもり」による地域等との連携強化を目指します。
災害への対応	災害等の非常時においても、安全・安心な廃棄物処理体制を確保するとともに、発災時の分別方法などを、平常時から市民等にわかりやすく周知を図ります。	非常時における処理体制を確保するため、他都市や民間事業者等との連携を図るとともに、平常時から発災時の分別方法への理解を高めることで日頃の防災に対する備えや意識を向上させます。
有害廃棄物・処理困難物への対応	処理の困難性から、市では収集していない農薬などの有害廃棄物・処理困難物について、適正な回収ルートの構築を図ります。	市民が処分できず自宅で保管するなどの状況を改善し、適正処理体制の構築を目指します。
環境美化向上への対応	まちの美化向上に向け、ICTの活用や幅広い地域活動団体との連携など、取組の強化を図ります。	環境先進都市としての魅力の向上や、市民の環境意識の向上を目指します。

<施策の構成イメージ>

【目標値に対応する施策例】

- ・家庭系ごみの減量化・資源化に係る施策
- ・事業系ごみの減量化・資源化に係る施策
- 等

【双方に共通する施策例】

- ・情報共有の推進に係る施策
- ・環境教育・環境学習の推進に係る施策
- 等

【指標への対応施策例】

- ・超高齢社会への対応に係る施策
- ・災害への対応に係る施策
- ・行政サービスのさらなる展開に係る施策
- 等

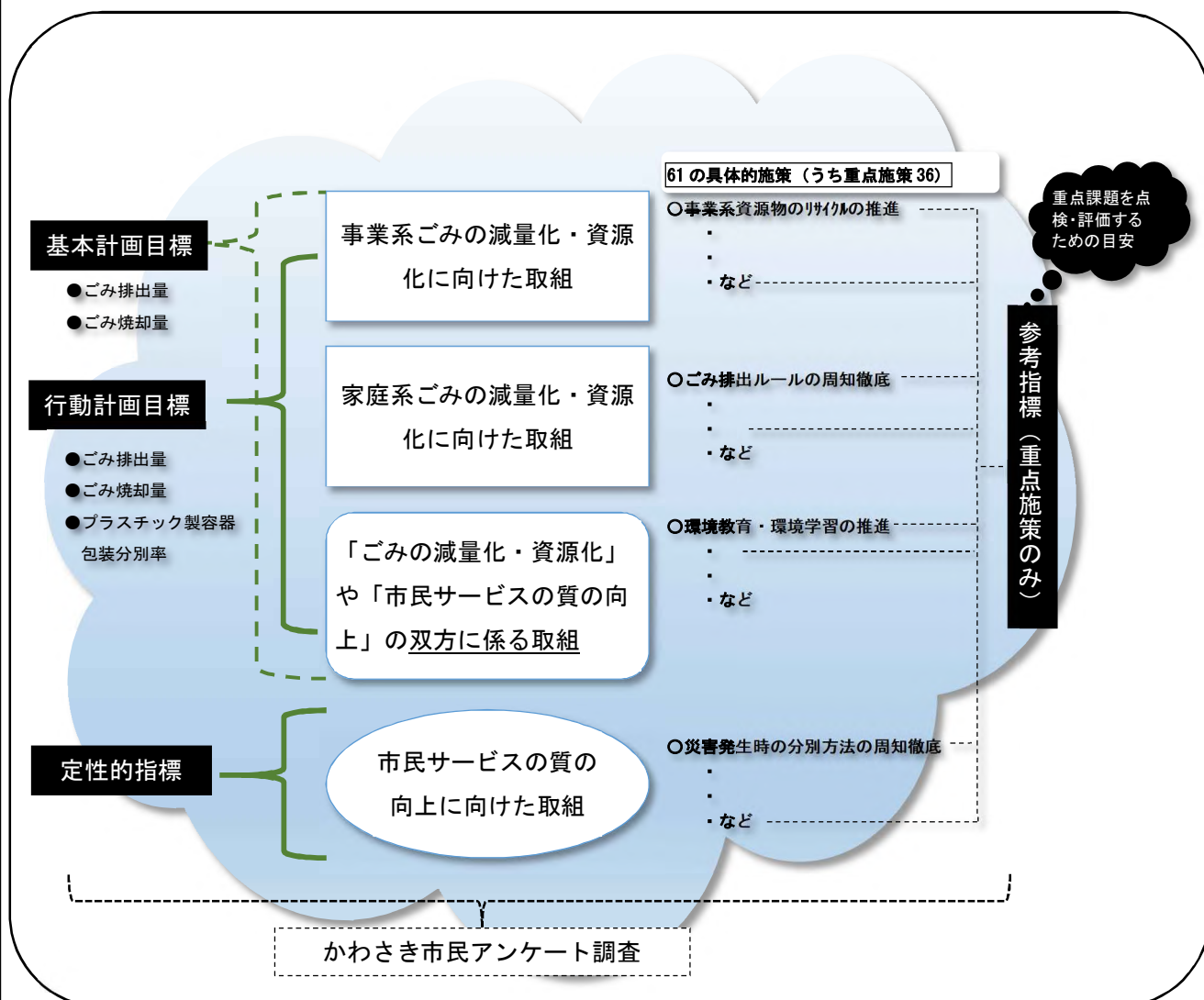
目標値による評価

指標による評価

【目標1：1人1日あたりのごみ排出量】、【目標2：ごみ焼却量】、【目標3：プラスチック製容器包装の分別率】

コラム8 目標・定性的指標・参考指標

第3期行動計画では、目標・定性的指標、参考指標の3つがあり、次のとおりです。



「ごみの減量化・資源化」も大事だけど、「市民サービスの質の向上」にも取り組んでいるんだね。

- ※ 目標 : ごみを発生させないライフスタイルへの転換など、基本計画の取組を評価する、定量的な基準
- 定性的指標 : 目標には直接影響をしない「市民サービスの質の向上に係る取組」の達成状況を評価する、定性的な目安
- 参考指標 : 重点施策を点検・評価するための目安 (定量的・定性的は重点施策ごとに異なる)

4 計画の体系

第3期行動計画期間において、焼却量の削減、プラスチックごみの削減、災害対応、脱炭素に関する施策や、指標や重点施策に関わるもの、また、特に「エコ暮らし」につながる施策を以下のとおりまとめました。なお、「基本施策Ⅴ 低炭素社会・自然共生社会をめざした取組」については、国内外の動向を踏まえ「Ⅴ 脱炭素社会・自然共生社会をめざした取組」とします。

基本計画 平成28（2016）年度～令和7（2025）年度

- ◎ 基本理念 地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして
- ◎ 基本方針
 - 1 社会状況の変化等に的確に対応し、限りなくごみをつくらない社会を実現します
 - 2 市民・事業者・行政の協働により“エコ暮らし”を実践し、さらに3Rを推進します
 - 3 安心して健康に暮らせる快適な生活環境を守ります
- ◎ 目標
 - 1 1人1日あたりのごみ排出量10%削減
 - 2 ごみ焼却量4万トンを削減

※目標の基準年度は平成26年度

第3期行動計画 令和4（2022）年度～令和7（2025）年度

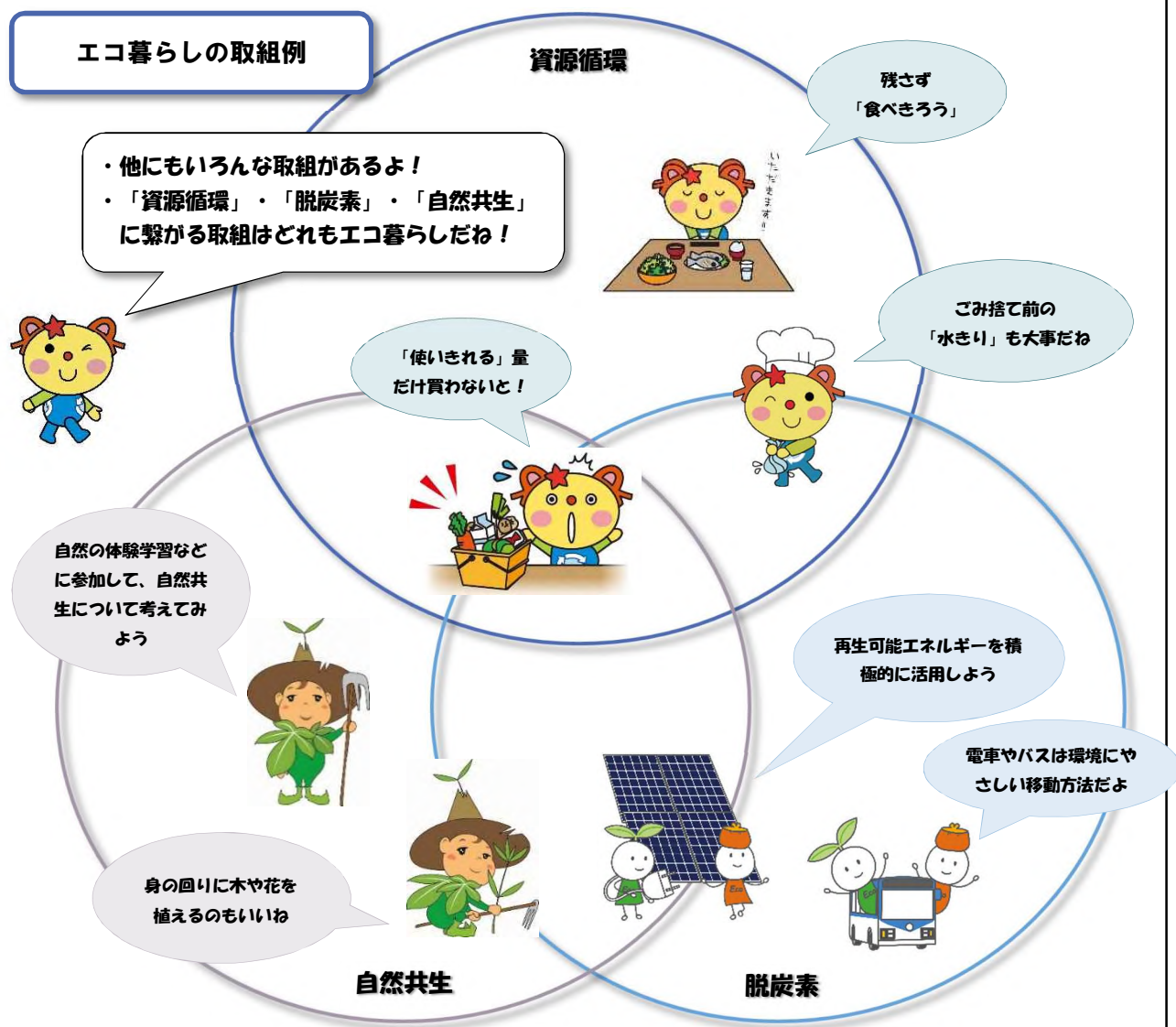
- ◎目標
 - 1 1人1日あたりの普通ごみ排出量30g削減
 - 2 ごみ焼却量2.8万トンを削減
 - 3 プラスチック製容器包装分別率45%
- ◎指標 社会状況の変化に即した、質の高い市民サービスの提供に向けた指標を設定

基本計画		第3期行動計画				
基本施策		具体的施策	重点施策	脱炭素	定性的指標	エコ暮らし
Ⅰ 「環境市民」をめざした取組	(1) 環境教育・環境学習の推進	① 幼児・低年齢層への普及促進	★			●
		② ICTを活用した環境教育・環境学習の充実	★			
		③ 多様な市民への普及促進	★			●
		④ 普及啓発拠点等を活用した啓発活動の充実				●
		⑤ イベント等に関する啓発活動の充実			●	●
	(2) 情報共有の推進	① 多様な媒体を活用した情報提供	★			●
		② 多様な市民に向けた資源物とごみの分け方・出し方の効果的な情報提供	★			●
		③ 災害発生時の分別方法の周知	★		●	
	(3) 市民参加の促進	① 廃棄物減量指導員等との連携強化	★			●
		② 地域環境リーダーの育成				●
		③ ごみゼロカフェなど市民参加の取組の推進	★			●
		④ 環境功労者の表彰				●
Ⅱ ごみの減量化・資源化に向けた取組	(1) 家庭系ごみの減量化・資源化	① 分別率向上・減量化に向けた取組の推進	★	●		●
		② 製品の適正包装の推進	★	●		●
		③ 拠点回収・店頭回収の推進	★	●		●
		④ 資源集団回収事業の充実	★	●		●
		⑤ プラスチックごみ削減の推進	★	●		●
		⑥ 脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」等を活用した取組の推進	★	●		●
		⑦ プラスチック製品のリサイクルの推進	★	●		●
	(2) 事業系ごみの減量化・資源化	① 3Rに取り組む店舗等に係る認定制度の普及		●		●
		② 事業系ごみの減量化等に向けた広報の充実と指導の徹底		●		●
		③ 事業系資源物のリサイクルの推進	★	●		●

基本計画		第3期行動計画				
基本施策		具体的施策	重点施策	脱炭素	定性的指標	エコ暮らし
	(3) 市の率先したごみの減量化・資源化	① 市庁舎等におけるごみ減量化運動の推進		●		●
		② グリーン購入の促進		●		●
	(4) 生ごみの減量化・資源化	① 3きり運動の推進	★	●		●
		② 生ごみの減量化・リサイクルに係る取組の推進	★	●		●
		③ 学校給食における生ごみリサイクルの推進		●		●
		④ 家庭系食品ロス対策等の推進	★	●		●
		⑤ 事業系食品ロス対策等の推進	★	●		●
Ⅲ 廃棄物処理体制の確立に向けた取組	(1) 安全・安心な処理体制の確立	① 廃棄物処理技術の研究と技能の継承				
		② ごみ焼却灰（埋立灰）及び埋立処分場の適切な管理				
		③ 有害廃棄物・処理困難物への取組	★		●	
		④ 廃棄物処理施設等の補修・整備				
		⑤ 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保	★		●	
	(2) 3処理センター体制の安定的な運営	① 安定的な処理体制の運営	★			
		② 橋処理センターの建替	★	●		
		③ 堤根処理センターの建替	★	●		
		④ 資源化処理施設の整備等	★	●		
	(3) 効果的・効率的な処理体制の構築	① 計画のフォローアップ				
		② 効果的な経済手法の研究				
		③ 民間活力の導入を含めた公共と民間の役割分担の検討	★			
Ⅳ 健康的で快適な生活環境づくりの取組	(1) まちの美化推進	① まちの環境美化	★		●	●
		② 各種普及啓発キャンペーンの実施	★		●	●
	(2) 市民ニーズに対応した取組の推進	① ごみ相談窓口の充実	★			●
		② 超高齢社会を見据えたふれあい収集等の推進	★		●	
		③ 市民ニーズに対応したごみ収集				
	(3) 不適正排出対策等の取組	① 不法投棄対策の実施				
		② 不適正排出指導等の徹底	★			
		③ 持ち去り対策の強化	★			
Ⅴ 脱炭素社会・自然共生社会をめざした取組	(1) エネルギー資源の効果的な活用	① 廃棄物発電事業等の余熱利用の推進	★	●		
		② 廃棄物発電の新たな活用法の検討	★	●		
		③ バイオマス資源の利用促進に向けた調査・研究		●		
	(2) 脱炭素・自然共生をめざした資源の有効利用	① 様々な地域活動団体等と連携した取組の推進		●		●
		再掲【Ⅱ(1)①～⑦、(2)①～③、(3)①～②、(4)①～⑤、Ⅲ(2)②～③、Ⅴ(1)①～③、(3)①～②、(4)①～②、④】				
	(3) 環境に配慮した処理体制の構築	① 環境にやさしい輸送システムの構築		●		
		② 環境マネジメントシステムを活用した処理センターの運営		●		
		③ 埋立処分場延命化の研究				
	(4) 蓄積された環境技術等を活かした取組	① 環境に配慮した製品の開発促進に向けた環境づくり		●		
		② 環境産業との連携等		●		
		③ 国際貢献の推進				
		④ 低CO ₂ 川崎ブランドの推進		●		●

コラム9 「エコ暮らし」ってどんな暮らし？

「エコ暮らし」とは、ごみをできるだけ発生させない生活や活動、ごみの分別の徹底、節電などの省エネ行動、庭や花壇の緑化の推進を行うなど、環境に配慮した行動を積み重ねていくことではないでしょうか。一つ一つは小さい取組であっても、積み重ねていくことで環境に対する意識が高まっていきます。



◆ ごみ減量の目安

① 1日のごみ減量って年間だとどれくらいの減量になるの？

1人1日30g ⇒ 1人1か月約900g ⇒ 1人年間約10.8kg

② ごみの重さってどれくらい？

- | | | |
|-------------------|------|--------------|
| ・マイ袋、マイ箸、マイカップの利用 | ⇒ 1回 | 約5g～10g |
| ・生ごみの水切りをする | ⇒ 1回 | 約50g |
| ・シャンプーなど詰め替え商品の選択 | ⇒ 1回 | 約50g～100g |
| ・食べ残しや調理くずを極力減らす | ⇒ 1回 | 約100g |
| ・衣類の譲渡・リメイク | ⇒ 1着 | 約200g～1,000g |



5 重点施策

(1) 重点施策の設定の視点

重点的・優先的に取り組む施策について、基本計画の基本方針をより明確化し、「エコ暮らし」や安定的な廃棄物処理事業を推進していくために効果の大きな施策等を、基本施策ごとに重点施策として設定します。特に、下記の「重点施策を設定する際の視点」①～③については、「エコ暮らし」を実践するための重要な視点です。

基本計画では、資源循環・脱炭素・自然共生の統合的な取組を推進していくとともに、市民生活や事業活動の中で、それぞれが循環を基調とした生活の質の高さと環境の保全を両立させたライフスタイルである「エコ暮らし」を実践し、リサイクルに関する意識向上はもとより、リサイクルよりも環境負荷が少ない2R（リデュース・リユース）の取組をさらに推進していくため、重要な取組である「エコ暮らし」が、生活の中に浸透していくように、しっかり取り組みます。

また、本計画では、具体的施策 61 施策中、36 施策を重点施策としています。重点施策には参考指標を設け、毎年、点検・評価し、結果を公表していきます。

重点施策を設定する際の視点

- ① 分別排出の徹底やごみの発生抑制に向けて効果の大きな施策
- ② 市民・事業者・行政の協働による効果の大きな施策
- ③ 脱炭素社会・自然共生社会の構築に向けて効果の大きな施策
- ④ 効果的・効率的な処理体制の構築に向けて効果の大きな施策
- ⑤ ライフラインとして安全・安心な処理体制の確保に効果の大きな施策
- ⑥ その他、特に重点的に取り組む必要のある施策

コラム 10 ごみの重さってどのくらい？



チラシ 1 枚 5 g

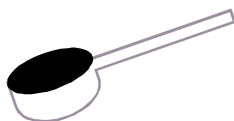


割りばし 1 膳 4 g



1 人 1 日約 30 g 減ると、川崎市全体で年間約 1 万 7 千 t も削減に！塵も積もれば大きな減量につながるんだね！

このほか、資源物を分別してごみ焼却量を減らすんだね！



プラスチックスプーン
1 本 4 g



ペットボトルキャップ
1 つ 2 g



プラスチックコップ・ストロー
1 組 15 g

(2) 重点施策

基本施策Ⅰ 「環境市民」をめざした取組

資源循環・脱炭素・自然共生の統合的な取組を推進し、地球環境にやさしい持続可能なまちを目指すために、「エコ暮らし」とはどういう生活か、またどのように実践していくべきかなどを、市民・事業者・行政で意見を出し合い、その考えを他の施策にも反映していけるよう、双方向に取り組んでいきます。



基本施策Ⅰ（１）環境教育・環境学習の推進

- ✓ 「エコ暮らし」の浸透と分別意識の向上に向け、幼児・低年齢層や多様な市民に対し学習機会を提供するとともに、市民がイベント企画において環境配慮行動を実践するためのマニュアル作成を行います。
- ✓ 環境学習のテーマの１つとして、食品ロス問題について取り上げていくとともに、マイクロプラスチック問題などの国際的な課題についても、学習内容について盛り込みます。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症や GIGA スクール構想⁵に対応するため、ICT を活用し環境教育・環境学習機会の創出を図ります。
- ✓ 公共施設や大学等、市民が多く集まる場を普及啓発の拠点として活用し、ごみの分別の仕方などのモデル展示などを活用した普及啓発を実施していきます。

具体的施策（重点）	参考指標 1	参考指標 2
I (1)① 幼児・低年齢層への普及促進	教材配布校数	出前ごみスクール開催校数
I (1)② ICT を活用した環境教育・環境学習の充実	取組の進捗	—
I (1)③ 多様な市民への普及促進	ふれあい出張講座の開催回数	—

基本施策Ⅰ（２）情報共有の推進

- ✓ 150 万人を超える多様な市民に対し、幼児・低年齢層・若年層・高齢者・外国人など、年齢・国籍にかかわらず誰もがわかりやすく分別ルール等が理解できるように、ユニバーサルデザインに配慮した広報物の作成や、ICT を活用した広報を展開します。

⁵ 国による「1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する」構想

第2章 第3期行動計画 重点施策

- ✓ 災害発生時は、通常の体制でのごみ収集が行えないことが想定されるため、災害時における家庭でのごみ分別排出方法の検討を行い、災害時の分別方法などを、平常時から市民等にわかりやすく周知します。

具体的施策（重点）	参考指標1	参考指標2
I (2)① 多様な媒体を活用した情報提供	SNS アクセス数	アプリの閲覧数
I (2)② 多様な市民に向けた資源物とごみの分け方・出し方の効果的な情報提供	リーフレットの配布数	アプリの閲覧数（再掲）
I (2)③ 災害発生時の分別方法の周知	リーフレットの配布数（再掲）	—

基本施策 I （3）市民参加の取組

- ✓ ごみの減量やリサイクルの地域におけるボランティア・リーダーとして活動している廃棄物減量指導員との連携を、様々な機会を捉えて強化し、ごみの減量化・資源化について取り組みます。
- ✓ 地域環境リーダーや生ごみリサイクルリーダーなど、環境の各分野で地域のリーダーとして活動している方々や関係機関等とも連携を図り、ごみの減量化・資源化につながる取組を行います。
- ✓ ごみ問題に関心のある様々な年代の市民や事業者など多様な主体が参加し、様々な意見交換を行う「ごみゼロカフェ」において出された意見を、広く市民等へ発信し、エコ暮らしの普及を図ります。

具体的施策（重点）	参考指標1	参考指標2
I (3)① 廃棄物減量指導員等との連携強化	市（区）減量指導員と連携した取組数	地域環境リーダーの修了者数
I (3)③ ごみゼロカフェなど市民参加の取組の推進	ごみゼロカフェの開催回数	—

基本施策Ⅱ ごみの減量化・資源化に向けた取組

基本計画や行動計画の目標達成に直結する取組でもあるため、市民・事業者・行政が協働して、ごみの減量化・資源化に取り組みます。



基本施策Ⅱ（１）家庭系ごみの減量化・資源化

- ✓ プラスチック製容器包装やミックスペーパーの分別率が、それぞれ 30～40%程度であるため、取組が最も進んでいると言われている都市のレベル（50～60%）を目指して、だれもが分かりやすく分別できるよう、広報内容の変更や、ナッジ（行動科学に基づく手法）による分別行動を促す取組を進めます。
- ✓ 廃棄物減量指導員をはじめ、地域と連携したごみ排出ルール の周知や不適正排出に関する指導の徹底、ごみ減量化運動の推進など、様々な角度から取組を推進します。
- ✓ 事業者に対して製品の適正包装及びレジ袋削減の推進に向けた協力要請をしていくとともに、マイバッグの利用など、市民・事業者・行政の協力や創意工夫による様々な手法を通じてワンウェイプラスチック等を削減し、環境配慮型ライフスタイルの確立を図ります。
- ✓ 小型家電の拠点回収を進めていくとともに、資源物の店頭回収について、事業者と連携しながら資源化促進の取組を進めていきます。
- ✓ 近年利用数が増えている通信販売に伴う段ボール排出の増加に対応するため、資源集団回収事業の充実を図るとともに、普通ごみへの混入対策を強化します。
- ✓ マイボトルの利用促進に向けた給水スポットの導入実証など、市内におけるワンウェイプラスチック削減の取組を進めます。
- ✓ 脱炭素化に資する取組を集中した脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」等を活用し、プラスチック資源循環に係る先進的な取組を集中的に展開することで、ムーブメントを創出し、市民への環境意識の向上を図ります。

具体的施策（重点）	参考指標 1	参考指標 2
Ⅱ（１）① 分別率向上・減量化に向けた取組の推進	ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装分別率	家庭系資源化率
Ⅱ（１）② 製品の適正包装の推進	製品の簡易包装又はレジ袋の削減に取り組んでいる店舗数	—
Ⅱ（１）③ 拠点回収・店頭回収の推進	資源物の拠点回収量	店頭回収の取組紹介数
Ⅱ（１）④ 資源集団回収事業の充実	資源集団回収量（全体）	普通ごみに含まれる資源集団回収対象物の量
Ⅱ（１）⑤ プラスチックごみ削減の推進	1人1日のワンウェイプラスチック排出量	—
Ⅱ（１）⑥ 脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」等を活用した取組の推進	取組の進捗状況	—
Ⅱ（１）⑦ プラスチック製品のリサイクルの推進	取組の進捗状況	—

プラスチック資源循環の取組強化

令和3（2021）年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）」が成立し、環境配慮設計に関する指針を策定し指針に適合した製品を認定する仕組みや、ワンウェイプラスチックの提供事業者が取り組むべき判断基準の策定、製造・販売事業者等による自主回収（店頭回収等）の促進、プラスチック製品の分別収集を促進するために容器包装リサイクルルートを活用した再商品化や、中間処理工程の一体・合理化を可能とするなど、資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済への移行が図られることになりました。

本市は、これまで「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づいて「プラスチック製容器包装」を分別品目として収集している一方、「プラスチック製品」について、令和2（2020）年度では約1.6万tを普通ごみとして焼却処理しています。これを資源化することで、温室効果ガスを大きく削減していくことが可能となります。

プラスチック資源循環法の成立を受け、プラスチック製品についても容器包装リサイクルルートを活用して資源化していくことが可能となることから、現在、プラスチック製容器包装を中間処理している本市の浮島資源化処理施設を活用した手法について、実証事業を行いながら検討していきます。また、市内には先進的な技術や高い環境意識を持つ事業者が多く立地しており、これらの事業者と連携した取組についても検討を進めていきます。今後、プラスチック製品の収集については、これらの実証事業や検討をもとに一部地域での先行実施に向けた取組を進めていきます。次に、プラスチック製容器包装についても、温室効果ガス排出量削減の観点から実効的な取組が必要です。今後、令和2（2020）年度比で令和12（2030）年度までに4.9万t・CO₂を削減していくためには、分別率を60%にしていく必要があります。

そのため、まずは、市民に対するマイバッグ、マイボトルの利用促進や、小売店・メーカー等の事業者に対する製品の適正包装及びレジ袋削減の要請、プラスチック代替品活用の促進など、プラスチックをリデュースしていく取組を進めることにより、令和2（2020）年度に約4万tあったプラスチックごみ（ペットボトル除く）を、令和7（2025）年度までに約0.6万t削減していきます。また、ナッジの活用等、より市民がプラスチック製容器包装を自発的に分別するよう行動変容を促す取組をはじめとした取組を拡充・強化していくことで、令和7（2025）年度までにプラスチック製容器包装の分別率45%を目指します。

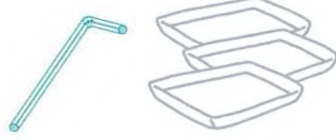
こうした取組により、プラスチック資源のリサイクル、地域内循環を加速させ、脱炭素社会の実現に向けて取組を進めていきます。

＜拡充・強化する取組＞

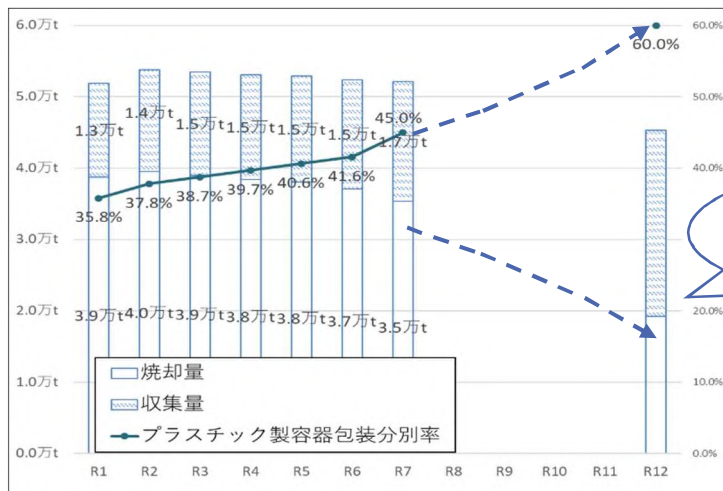
- 広報内容の変更や、ナッジの活用による市民の行動変容を促す取組
- マイバッグ、マイボトルの利用促進（給水スポットの導入実証含む）
- プラスチック製の容器包装と製品の一括収集（実証事業など一部地域での先行実施に向けた取組）
- 環境産業等と連携した取組の推進

コラム 11 プラスチック製品の一括収集（プラスチックごみの分類はP9を参照）

川崎市で分別収集しているプラスチックごみは、「①ペットボトル」と「②プラスチック製容器包装」となっており、「③ワンウェイプラスチック製品」と「④その他プラスチック製品」は、普通ごみとして焼却処理しています。今後、これらを「②プラスチック製容器包装」と一括して収集することにより、分別の分かりにくさを解消し、さらなる分別率の向上を図っていきます。



これまではストローはプラスチック製品として「普通ごみ」、食品トレイは「プラスチック製容器包装」だったけど、一括収集ができるようになったら、プラスチックごみとして一緒に出すことができるようになるから、分別が分かりやすくなるね！



グラフ 2-5
プラスチックごみ（ペットボトル除く）の収集量と焼却量、プラスチック製容器包装の分別率

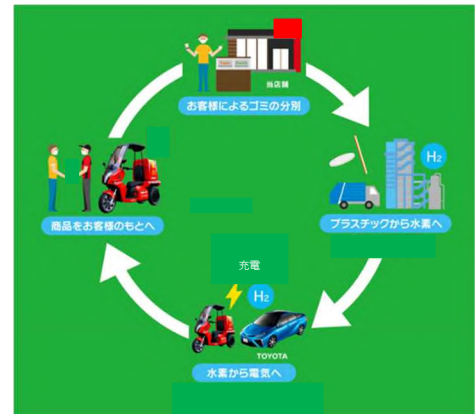
プラスチックごみの焼却量を削減し、
温室効果ガス排出量も削減

コラム 12 プラスチック資源循環の取組

事業系プラスチックの資源循環実証事業（令和2年度）（臨海部国際戦略本部）

市内のファーストフード店で排出されたストローなどの使用済みプラスチックを収集し、臨海部に立地するリサイクラーのリサイクル施設で低炭素水素へ再生し、ファーストフード店で使用するEVバイクのエネルギーとして利用する実証事業を実施しました。

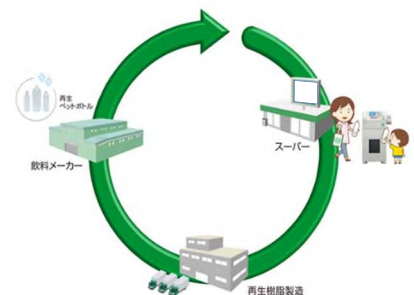
この実証事業は、リサイクルが難しいと考えられていた事業系使用済みプラスチックを、ごみではなくエネルギーとしてリサイクルするための実験で、市域等で資源を循環させることにより、地域社会の持続的な発展に資することを目的として行いました。



ペットボトルからペットボトルを地域内でつくる実証事業（令和3年度）

「川崎市プラスチック資源循環への対応方針」の取り組みの1つとして、家庭から排出されるペットボトルを市内のスーパーの店舗でペットボトル回収機により回収し、リサイクラーのケミカルリサイクル技術によりペットボトルからペットボトル（ボトル to ボトル）にリサイクルしました。

この実証事業は、地域内でのプラスチック資源循環、ボトル to ボトルのリサイクルスキームの構築を目指し、技術的・運営上の課題などを検証し、持続可能な循環型・脱炭素社会の実現を目指すことを目的として実施しました。



基本施策Ⅱ（２）事業系ごみの減量化・資源化

- ✓ 事業系古紙類の資源化を進めるため、処理センターにおける内容審査を充実し、事業系一般廃棄物として処理センターに搬入される古紙を抑制するとともに、資源化の手法を積極的に事業者へ情報提供するなど、事業者へのフォローアップを行うことで、古紙を資源化ルートへと誘導します。

具体的施策（重点）	参考指標１	参考指標２
Ⅱ（２）③ 事業系資源物のリサイクルの推進	焼却ごみに含まれる事業系古紙の量	事業系焼却ごみ量

基本施策Ⅱ（４）生ごみの減量化・資源化

- ✓ 家庭でできる食品廃棄物の発生抑制や減量の取組として、「使いきり」・「食べきり」・「水きり」の「３きり」を中心とした取組を普及啓発します。
- ✓ 生ごみリサイクルリーダーと連携して、生ごみの減量化や、堆肥化その活用の方法等を普及していくとともに、生ごみリサイクルに取り組んでいる市民・事業者・農業者等の取組を広く紹介する交流会を市民団体と協働して開催します。
- ✓ 小学校等に対し、食の循環に関する知識や生ごみリサイクルの手法に関する講座を実施し、食の資源循環に関する環境教育をしていきます。
- ✓ 生ごみ処理機等の購入助成や、生ごみを堆肥化する市民団体への活動助成をしていくとともに、堆肥化した生ごみを市内農園等へ提供し、農作物の収穫へとつなげる共助型フードサイクルの促進や、食品資源循環の取組を民間事業者等と連携して取り組みます。
- ✓ 家庭系食品ロス対策として、食品ロス量を見える化するツールの作成や、不要となった食品を市内で回収のうえフードバンク団体を通じて必要な世帯等に提供していきます。
- ✓ 食品ロス削減協力店の登録促進など、外食産業や小売店等と連携した食品ロス対策について取り組みます。
- ✓ 食品廃棄物を多く排出する多量排出事業者等の排出実態を把握し、食品廃棄物のリサイクル推進に向け、対象事業者へ普及啓発を行います。
- ✓ 事業者向け生ごみ処理機等を活用した生ごみの減量化・資源化の普及促進を図ります。

具体的施策（重点）	参考指標１	参考指標２
Ⅱ（４）① ３きり運動の推進	普通ごみに含まれる食品廃棄物の量	１人１日あたりの普通ごみ排出量
Ⅱ（４）② 生ごみの減量化・リサイクルに係る取組の推進	生ごみリサイクルリーダーの派遣による対応人数	—
Ⅱ（４）④ 家庭系食品ロス対策等の推進	普通ごみに含まれる食品ロスの量	—
Ⅱ（４）⑤ 事業系食品ロス対策等の推進	事業系ごみに含まれる食品ロスの量	—

食品廃棄物の削減に向けた取組強化

食品廃棄物（生ごみ）中で、「直接廃棄」「食べ残し」「過剰除去」により捨てられてしまう食品のことを、「食品ロス」といいます。

SDGs（持続可能な開発目標）では、ターゲットの1つとして「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人あたりの食品廃棄物を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる」が掲げられており、国では「第四次循環型社会形成推進基本方針」や「食品リサイクル法に基づく基本方針」において、令和12（2030）年度に平成12（2000）年度比で家庭系・事業系の食品ロスを半減する目標を掲げています。

本市では、食品廃棄物の中の食品ロスは約4割と推計しています。また、平成12（2000）年度から令和2（2020）年度にかけ食品廃棄物（食品ロス・調理くず等）の推計量が半分以上となっていることから、食品廃棄物中の食品ロスの割合（食品ロス4割、調理くず等6割）が変化していないと仮定すれば、同じように削減し、国の目標を達成していると考えられます。

一方で、本市の焼却ごみの組成を調査すると、「食品廃棄物（生ごみ・厨芥類）」は重さにして約7.9万トン、その内「食品ロス」は約3.4万tと推計しています。埋立処分場の延命化をはじめとした安定性・安全性を確保した廃棄物処理事業を推進していくにはごみ焼却量の削減が必要であり、食品廃棄物の削減も必要です。

第3期行動計画では、目標の1つとして「1人1日あたりのごみ排出量30g削減」を掲げており、その内訳として食品廃棄物は約9g（うち食品ロスは約4g）の削減を目指します。これは、年間で食品廃棄物約5.3千t（うち食品ロス約2.3千t）の削減に相当します。

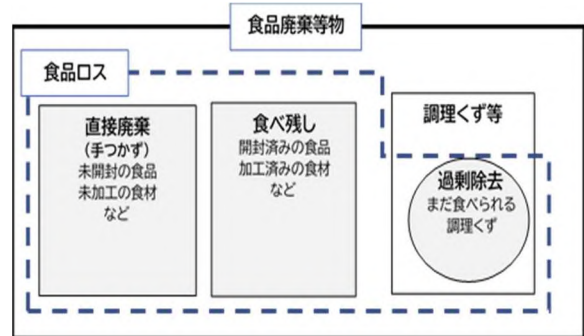
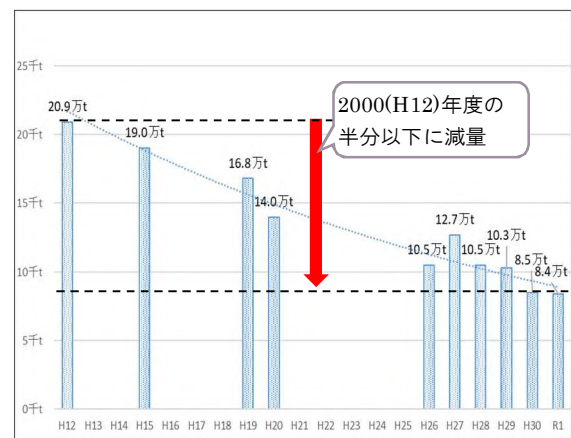


図 2-1 食品ロス分類イメージ



グラフ 2-6 本市の食品廃棄物量の推移

<拡充・強化する取組>

- 小学校等への食の資源循環に関する環境教育
- 民間事業者等と連携した生ごみ堆肥による農作物の栽培等食品資源循環の取組
- 食品資源循環に向けた生ごみ処理の助成
- フードバンク・フードドライブの取組の充実
- 食品ロスに関する取組実施店舗の登録推進
- 事業系資源化ルート（食品廃棄物）の普及啓発



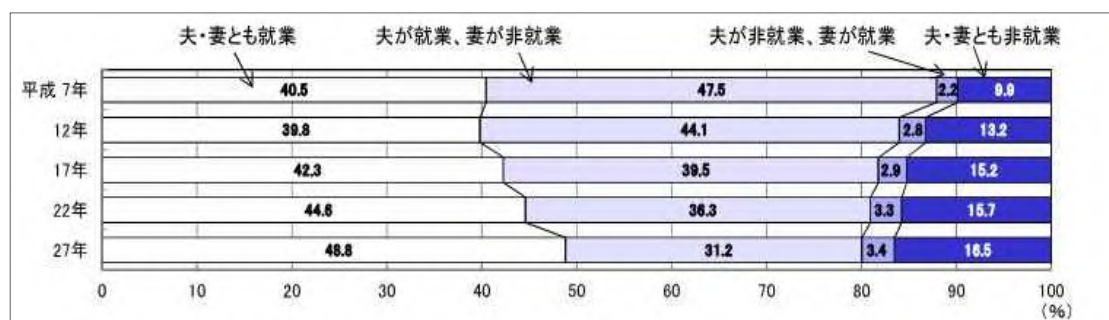
食品ロス削減のためにも、食べ物は「使いきり」で美味しく「食べきり」！

コラム 13 ライフスタイルの変化

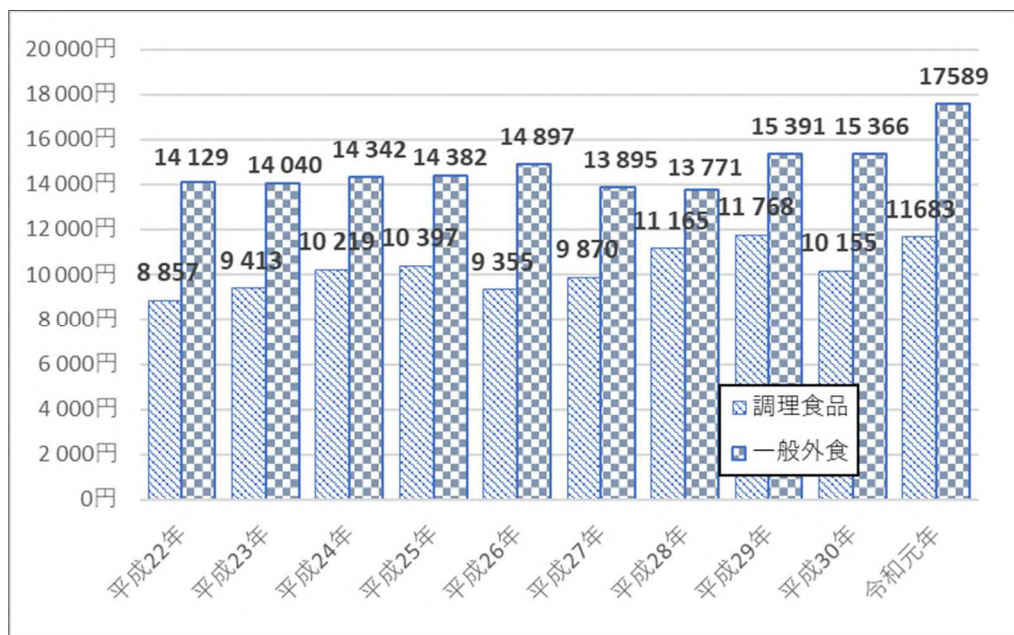
ごみは、生活様式や経済状況などによって排出動向が変化するとされています。内閣府の分析⁶によると、片働き世帯が共働き世帯になることで、食料の消費額は増える傾向が示されています。共働き世帯は、家事時間の短縮に寄与する消費をする傾向があるとして、食料の支出の中でも調理食品（中食）の支出額が片働き世帯よりも高くなっているとしています。また、若年（15～39歳）世帯においては、特に2人以上の世帯において、魚介類や野菜等の調理が必要な支出項目が減少し、調理食品や外食の項目が増加していることから、家庭内で調理するよりも簡単な手法に移行していると考えられています。

一方、川崎市は、夫婦のいる一般世帯において、共働き世帯の割合が年々増加しています。また、2人以上の世帯における調理食品（中食）の支出額も増加してきており、一般外食の支出額についても近年増加してきていることから、共働き世帯や若年世帯の消費支出動向の変化は、国の状況と類似しており、同様にライフスタイルが変化していると考えられます。

中食や外食が増加することによるごみ排出動向への影響としては、中食を購入することによる容器や袋（プラスチック製容器包装）の増加や、家庭からの調理くず等の減少、外食産業における調理くず等や食べ残しの増加が考えられることから、これらのごみ排出動向に合わせた対応をしていく必要があります。



グラフ 2-6 川崎市の夫婦のいる一般世帯の夫婦の就業状態割合（平成 27 年国勢調査）



グラフ 2-7 1世帯あたり年平均1か月間の支出（二人以上の世帯）（川崎市統計書より作成）

⁶ 内閣府「日本経済 2018-2019」

基本施策Ⅲ 廃棄物処理体制の確立に向けた取組

廃棄物処理は全市民の生活を支える重要なライフラインであり、また、施設建設などは多額の費用を必要とする取組であるため、長期的な展望のもと計画的にしっかり取り組んでいきます。



基本施策Ⅲ（１）安全・安心な処理体制の確立

- ✓ 農業や化学薬品などといった有害廃棄物・処理困難物について、適正な回収ルートの構築を図ります。
- ✓ 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保に向けて、災害廃棄物等処理計画などを適宜見直すとともに、協定を締結している関係事業者等との連携強化を図ります。

具体的施策（重点）	参考指標１	参考指標２
Ⅲ（１）③ 有害廃棄物・処理困難物への取組	取組の進捗状況	—
Ⅲ（１）⑤ 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保	取組の進捗状況	—

基本施策Ⅲ（２）３処理センター体制の安定的な運営

- ✓ ３処理センター体制においても、効果的・効率的なごみの収集・運搬・処理が行われるように、社会状況の変化等に的確に対応するとともに安定的な処理体制の運営に努めていきます。
- ✓ 橋処理センターの建替えについては、安全かつ安心となる持続可能な循環型の廃棄物処理体制の構築のために策定した「今後のごみ焼却処理施設の整備方針⁷」に基づき、新たなごみ焼却処理施設及びミックスペーパー資源化処理施設の整備に取り組むとともに、新施設稼働に対応する効果的・効率的な収集処理体制の構築等を図ります。
- ✓ 堤根処理センターの建替えについては同整備方針や、社会状況の変化等を踏まえ、施設整備を進めます。
- ✓ 資源化処理施設の整備等については、「プラスチック資源循環の対応方針」の取組や施設の老朽化の状況なども踏まえ、検討を進めます。

具体的施策（重点）	参考指標１	参考指標２
Ⅲ（２）① 安定的な処理体制の運営	ごみ焼却量	—

⁷ 川崎市「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」平成 25（2013）年 3 月策定

Ⅲ(2)② 橋処理センターの建替	建設計画の進捗状況	—
Ⅲ(2)③ 堤根処理センターの建替	建設計画の進捗状況	—
Ⅲ(2)④ 資源化処理施設の整備等	整備等の進捗状況	—

基本施策Ⅲ（3）効果的・効率的な処理体制の構築

- ✓ 廃棄物処理事業における公共と民間の役割分担を整理しながら、本市のごみ収集業務やごみ焼却業務のあり方や執行体制について検討します。
- ✓ 普通ごみ等収集運搬業務については、川崎区、多摩区、麻生区の大規模集合住宅等の一部地域において、民間委託を検討・実施していきます。

具体的施策（重点）	参考指標1	参考指標2
Ⅲ(3)③ 民間活力の導入を含めた公共と民間の役割分担の検討	取組の進捗状況	—

◆ コラム 14 ごみ処理施設の整備

本市では、安全かつ安心となる持続可能な循環型の廃棄物処理体制の構築のために「今後のごみ焼却処理施設の整備方針（平成25年策定）」を策定し、概ね10年毎に1つのごみ焼却処理施設の建替えを行う「3処理センター体制」を実施しています。「3処理センター体制」では、施設の竣工から休止まで約30年間稼働し続けることとなりますので、計画的に施設のメンテナンスや基幹的整備を実施することにより、施設の延命化を図っています。

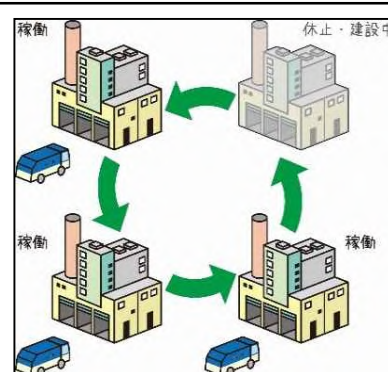
市内には4つのごみ焼却処理施設があり、そのうち3か所のごみ焼却処理施設を稼働させる計画としています。

休止中の施設については、新たにごみ焼却処理施設の建設工事を行っています。

- | | | |
|-------------|--------|-----------------|
| ① 浮島処理センター | 稼働中 | （平成7（1995）年竣工） |
| ② 堤根処理センター | 稼働中 | （昭和54（1979）年竣工） |
| ③ 橋処理センター | 休止・建設中 | |
| ④ 王禅寺処理センター | 稼働中 | （平成24（2012）年竣工） |

「橋処理センター」の次に建替えの予定となっている「堤根処理センター」については、社会状況の変化を踏まえながら、適切に施設整備を進めていく必要があります。

資源化処理施設については、プラスチック資源循環に向けた取組や、缶・ペットボトルや空きびん等の資源物処理の状況を踏まえ、適切な施設整備を検討していく必要があります。



基本施策Ⅳ 健康的で快適な生活環境づくりの取組

生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、市民が、健康的で快適な日々の生活が過ごせるよう、安全・安心な生活環境づくりに取り組んでいきます。



基本施策Ⅳ（１）まちの美化推進

- ✓ 資源物やごみの排出状況が悪く散乱が目立つ集積所の適正使用の啓発・指導を徹底するとともに、廃棄物減量指導員や周辺住民と連携・協働した集積所周辺等の環境美化を図ります。
- ✓ 「ごみゼロの日」として5月30日に大規模キャンペーンを実施するとともに、『環境衛生週間』行事の一環として市内統一美化活動と連動し、9月24日から10月1日の間に大規模キャンペーンを実施します。
- ✓ 環境省の「プラスチック・スマート」キャンペーンに参加し、本市の各種美化活動の情報を発信したり、神奈川県「かながわプラごみゼロ宣言」への参加など、関係機関等と連携して海洋に流れるプラスチックごみ削減の取組を進めます。
- ✓ ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止統一キャンペーンを関係部局や区役所等と連携し、毎月各区の主要駅で啓発・清掃活動を実施し、市民の3Rへの意識啓発やモラルの向上を図ります。

具体的施策（重点）	参考指標1	参考指標2
Ⅳ(1)① まちの環境美化	集積所の改善指導回数	—
Ⅳ(1)② 各種普及啓発キャンペーンの実施	キャンペーンの実施回数	—

基本施策Ⅳ（２）市民ニーズに対応した取組の推進

- ✓ ごみの出し方がわからない等、ごみに関して困っている市民向けに、ごみ相談窓口を月1～2回程度、市民が立ち寄りやすい区役所で開設します。さらに、市民への認知度の向上やサービスの向上に向けての検討を行います。
- ✓ 超高齢社会を見据え、自ら一定の場所までごみを持ち出すことのできない高齢者や障害者の方を対象に、玄関先などまでごみを取りにいく「ふれあい収集」などの取組の強化を図ります。

具体的施策（重点）	参考指標1	参考指標2
Ⅳ(2)① ごみ相談窓口の充実	ごみ相談窓口の実施回数	—
Ⅳ(2)② 超高齢社会を見据えたふれあい収集等の推進	ふれあい収集の実施件数	—

基本施策Ⅳ（３）不適正排出対策等の取組

- ✓ 不適正排出事業者に対して、立入調査等の機会を通じ、適正排出に向けた指導を行うことにより、事業者処理責任の徹底及び受益者負担に係る公平性の確保を図ります。
- ✓ 資源物等の持ち去り防止を図るため、令和4（2022）年度からの関係条例の施行を踏まえ、制度の周知やパトロールの強化、持ち去り行為者への指導などを適切に行います。
- ✓ 家庭から出るごみについても、普通ごみに資源物が混入している場合、警告シール貼付と収集保留など対応を強化します。
- ✓ 処理センターに搬入してはいけない産業廃棄物等の混入を防止するとともに、3処理センタ一体制における、焼却処理施設のより安定的な稼働の確保に向け、内容審査を充実し、監視・指導を強化します。

具体的施策（重点）	参考指標1	参考指標2
Ⅳ（３）② 不適正排出指導等の徹底	立入調査・指導回数	焼却ごみに含まれる家庭系資源物の量
Ⅳ（３）③ 持ち去り対策の強化	指導回数	—
Ⅳ（３）④ 搬入禁止物の混入防止	内容審査の実施車両数	—

基本施策Ⅴ 脱炭素社会・自然共生社会をめざした取組

資源循環の視点から、脱炭素社会・自然共生社会の構築に向けて、効果の大きな施策に取り組んでいきます。



基本施策Ⅴ（１）エネルギー資源の効果的な活用

- ✓ 処理センターで発電した電力を処理センター内でするとともに、余剰電力は売電を行います。また、今後、建替えを行う処理センターへの高効率な熱回収設備の導入に向けて取り組んでいきます。
- ✓ 市域の再生可能エネルギー利用拡大に向けた廃棄物発電の更なる有効活用に向けて、橋処理センターの竣工に合わせ、民間事業者と連携した効果的な手法を検討し、取り組みます。

具体的施策（重点）	参考指標 1	参考指標 2
V(1)① 廃棄物発電事業等の余熱利用の推進	年間発電量	年間売電量
V(1)② 廃棄物発電の新たな活用法の検討	自己託送した電力量（R5 まで） 廃棄物発電の有効活用電力量（R6 から）	—

◆ コラム 15 ごみ焼却処理施設の発電量ってどれくらい？

市のごみ焼却処理施設では、年間で 11,000 万 kWh 以上の電気を発電しており、世帯数に換算すると、27,500 世帯※¹以上の年間使用電力に相当します。

これは、CO₂削減量に換算※²すると約 44,000t-CO₂となります。

※¹ 1 世帯 4,000kWh/年として計算

※² CO₂排出量係数：0.4 kg - CO₂/kWh として計算

6 具体的施策

今回の計画では、脱炭素社会の実現を目指して、プラスチック資源循環の取組等を進めていき、温室効果ガスを削減していくことが重要ですので、脱炭素化に関連する施策について、

【脱】のマークで明確化しました。また、本計画に位置付けられる取組すべてが最終的には「エコ暮らし」へつながっていくものですが、特に「エコ暮らし」なライフスタイルへの転換につながる重要な取組には<エコ>マークをつけて明確化するとともに、安定的な廃棄物処理事業を推進していくために効果の大きな施策等は重点施策として【重】マークを、定性的な指標の達成に向けた取組には（指）マークを付け明確化しています。

なお、行動計画の目標等に大きく寄与する施策については、原則として、計画の中間期に取組状況を踏まえた課題整理を行い、取組の改善を図ります。

- ・脱炭素……脱炭素化に向けた施策
- ・エコ暮らし…特に「エコ暮らし」なライフスタイルへの転換につながる施策
- ・重点施策……基本計画の基本方針をより明確化し、「エコ暮らし」や安定的な廃棄物処理を推進していくために効果の大きな施策
- ・定性的指標…目標値では評価できない廃棄物行政を取り巻く諸課題に即した質の高い市民サービスの提供を推進していくため、目指すべき到達点としての指標に関連する施策

基本施策Ⅰ 「環境市民」をめざした取組



市民・事業者・行政が協働・連携して、これまでのライフスタイルを見直し、環境配慮行動「エコ暮らし」の実践に取り組めるように、環境教育・環境学習の場を提供するとともに、情報共有が確実に図られるよう、新たな仕組みづくりに取り組み、地球環境に配慮した生活を送る「環境市民」を目指します。

基本施策Ⅰ(1)環境教育・環境学習の推進

施策名	施策概要	事業内容（第3期行動計画期間）
		令和4（2022）～令和7（2025）年度
①幼児・低年齢層への普及促進 【重】〈エコ〉	○（社）川崎市幼稚園協会と連携しプログラム（冊子）等を幼稚園に配布し教材としての活用を図ります。 ○保育園において、ごみの減量・リサイクルの体験学習などを行う「ふれあい出張講座」により、環境教育・環境学習を実施します。 ○環境意識の醸成と家庭への波及を目指し、廃棄物分野における取組事例の紹介を行うなど内容の充実を図り、主に小学4年生を対象としたごみの減量・リサイクルの体験学習などを行う「出前ごみスクール」の充実を図ります。 ○市内公立・私立小学校教師を対象とした副読本及び市立小中学校や特別支援学校の生徒を対象とした環境副読本を作成し、環境教育用教材の充実を図ります。	●幼稚園協会等と連携した、環境教育の普及促進 ●出前ごみスクールの充実 ●環境教育用教材の充実
②ICTを活用した環境教育・環境学習の充実 【重】	○新型コロナウイルス感染症の対策や、GIGAスクール構想への対応に向けて副読本のデジタル化等ICTを活用した手法を検討します。 ○市民への普及啓発の手段として、ICTを活用したコンテンツの作成や、企業等と連携して作成したコンテンツを活用し、市民の環境学習機会を創出します。	●ICTを活用した手法の検討 ●関係機関と連携した普及啓発
③多様な市民への普及促進 【重】〈エコ〉	○廃棄物分野における取組事例やごみ処理に係る経費を紹介するなど、町内会・自治会等の会や各種イベントにおいて、ごみの減量・リサイクルの体験学習などを行う「ふれあい出張講座」や、大学と連携した講座の実施など、若者、高齢者等、多様な市民の関心に合わせ、ターゲットを絞った環境教育・環境学習を実施します。	●ふれあい出張講座の充実
④普及啓発拠点等を活用した啓発活動の充実 【脱】〈エコ〉	○王禅寺エコ暮らし環境館やかわさきエコ暮らし未来館、CCかわさき交流コーナー、環境総合研究所などにおいて、資源循環・脱炭素・自然共生など、総合的な環境学習ができる普及啓発拠点などを活用し、3Rに対する意識啓発を図ります。	●普及啓発拠点等を活用した総合的な環境学習の推進
⑤イベント等に関する啓発活動の充実 （指）〈エコ〉	○市民、廃棄物減量指導員、事業者を対象にした講演会を開催するとともに、原則として、毎月3日に設定している「3R推進デー」を活用してPR活動を行ったり、市民祭りをはじめとした各種イベント等に出展し、3Rに係る啓発活動を実施します。 ○各種イベント等において、食品ロス削減に関する啓発やマイボトルなどの利用促進を呼びかけるとともに、配布する啓発品についてはプラスチック代替品を積極的に活用しPRします。 ○水環境保全のための啓発イベント等の開催を通じて、プラスチック資源循環に関する啓発を実施します。 ○市内イベントにおけるエコ暮らしを広めるため、リユース食器の利用の仕方等の環境配慮の取組をまとめたイベントマニュアルを作成します。	●イベント等での啓発活動の充実 ●マイボトル等の利用促進及びPR ●イベント等を活用した「エコ暮らし」の発信 ●イベントマニュアル作成・普及

基本施策Ⅰ(2)情報共有の推進

施策名	施策概要	事業内容（第3期行動計画期間）
		令和4（2022）～令和7（2025）年度
①多様な媒体を活用した情報提供 【重】〈エコ〉	○資源物とごみの分別ルールや、プラスチック資源循環や食品ロス削減、災害発生時の分別方法等、廃棄物関連情報のほか、市民団体等の活動内容、取組の紹介など、様々な情報を、市ホームページや、スマートフォンアプリ、SNS、地域情報誌、3Rニュース、公共施設等のデジタルサイネージなど、多様な媒体を活用して情報発信し、3Rに対する意識啓発を図ります。	●多様な媒体を活用した情報発信
②多様な市民に向けた資源物とごみの分け方・出し方の効果的な情報提供 【重】〈エコ〉	○大学と連携して開発した資源物とごみの分別アプリを活用し、日々の分別の仕方のほか、分別に関する豆知識や災害時の分別等、幅広くきめ細かな情報提供を実施し、若年層を中心とした3Rに対する意識啓発を図ります。 ○150万人を超える多様な市民に向け、年齢、国籍などにかかわらず、誰もがわかりやすく分別ルール等を理解できるようリーフレットなどを作成するとともに、関係機関等と連携し、転入等の節目に効果的な広報を実施するなど、若年層や高齢者、外国人等への普及啓発の充実を図ります。	●資源物とごみの分別アプリの普及 ●「資源物とごみの分け方・出し方」などの更新 ●市内転入者への分別ルール等普及啓発
③災害発生時の分別方法の周知 【重】〈指〉	○災害発生時は、通常の体制でのごみ収集が行えないことが想定されるため、災害時の分別方法などについてわかりやすくまとめた冊子を活用し、平常時から市民等に周知を図ります。	●災害発生時の分別方法の周知 ●リーフレットの普及

基本施策Ⅰ(3)市民参加の促進

施策名	施策概要	事業内容（第3期行動計画期間）
		令和4（2022）～令和7（2025）年度
①廃棄物減量指導員等との連携強化 【重】〈エコ〉	○廃棄物減量指導員連絡協議会等を通じた勉強会・施設見学会や情報交換を行うとともに、3R推進デーなど様々な機会を捉えて、廃棄物減量指導員や生活環境事業所、関係機関等との連携強化を図ります。	●廃棄物減量指導員等との連携
②地域環境リーダーの育成 〈エコ〉	○地域や職場で環境保全活動や環境配慮行動を率先して行うことのできる人材の育成を目的として、3Rを含めた必要な知識や技術を習得するための講座を開催します。	●地域環境リーダー育成講座の実施
③ごみゼロカフェなど市民参加の取組の推進 【重】〈エコ〉	○ごみ問題に関心のある様々な年代の市民や事業者など多様な主体が参加し、様々な意見交換を行う「ごみゼロカフェ」で出された意見について、広く市民等へ発信し、エコ暮らしの普及を図ります。	●ごみゼロカフェの開催
④環境功労者の表彰 〈エコ〉	○地域環境の向上等に顕著な功績のあった個人・団体を表彰するとともに、その活動等について広く情報発信します。	●環境功労者表彰の実施

基本施策Ⅱ ごみの減量化・資源化に向けた取組

12 つくる責任
つかう責任

より一層のごみの減量化・資源化を図るために、市民・事業者・行政が一体となり、それぞれの主体ごとに、まずはごみの発生抑制（リデュース・リユース）に重点を置きます。やむを得ず排出されるごみの中で、資源化できるものは、リサイクルすることの習慣化を目指します。

基本施策Ⅱ(1)家庭系ごみの減量化・資源化

施策名	施策概要	事業内容（第3期行動計画期間）
		令和4（2022）～令和7（2025）年度
①分別率向上・減量化に向けた取組の推進 【脱】【重】〈エコ〉	○ミックスペーパー・プラスチック製容器包装の6割以上が分別されずに焼却されているなど、資源物の普通ごみへの混入が見受けられることから、広報内容の変更など分別率向上に向けた対応強化を図ります。 ○ごみ減量・リサイクルの推進に向け、廃棄物減量指導員をはじめ、地域と連携してごみ排出ルールの徹底を図るとともに、ナッジ（行動科学に基づく手法）を活用した取組を進めます。	●広報内容の変更及び実施 ●地域と連携したごみ排出ルールの徹底 ●ナッジを活用した取組の検討・実施
②製品の適正包装の推進 【脱】【重】〈エコ〉	○市内の大手スーパー、百貨店、商店街等に対し、製品の適正包装及びレジ袋削減の推進に向けた協力を要請するとともに、マイバッグの利用促進など、市民・事業者・行政の協働や創意工夫による様々な手法を通じてワンウェイプラスチック等を削減し、環境配慮型ライフスタイルの確立を図ります。	●製品の適正包装及びレジ袋削減の推進 ●事業者と協働した取組の検討・実施
③拠点回収・店頭回収の推進 【脱】【重】〈エコ〉	○市民の利便性の向上を図り、資源化を図るため、資源物等の店頭回収や拠点回収を引き続き推進します。 ○使用済小型電子機器等のリサイクルをはじめ、回収拠点や対象物の把握を含め、資源化促進に向けた取組を進めます。 ○衣料品リサイクルについて、事業者と連携した店頭回収の取組など、リサイクルルートの拡充に向けた検討を行います。	●資源物等の拠点回収・店頭回収の推進 ●回収拠点や対象物の把握 ●事業者との連携の検討
④資源集団回収事業の充実 【脱】【重】〈エコ〉	○資源集団回収は、ごみの減量だけでなく費用対効果の面でも有効な事業であるため、ごみの減量とリサイクルの推進に向け、回収頻度・回収拠点等の増加、新規団体の登録促進、効果的な広報活動による情報提供の充実など、活動の活性化と充実を図るとともに、普通ごみへの混入対策を強化します。	●回収頻度・回収場所の増加 ●新規団体の登録促進 ●効果的な広報活動による情報提供
⑤プラスチックごみ削減の推進 【脱】【重】〈エコ〉	○マイボトルの利用促進に向けた給水スポットの導入実証など、市内におけるワンウェイプラスチック削減の取組を進めます。 ○処理センターのごみ組成調査を実施し、普通ごみや事業系ごみに含まれるプラスチックごみの排出状況を調査するとともに、水環境中や下水処理過程におけるマイクロプラスチック量の実態や市内からの発生状況の把握を進めます。 ○市民・事業者との協働による域内循環に向けたプラスチック資源循環の取組を進めます。	●導入実証事業の推進 ●排出動向等調査実施 ●域内循環に向けた取組の検討・推進
⑥脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」等を活用した取組の推進 【脱】【重】〈エコ〉	○脱炭素都市の身近な取組の具体像を示すショーケースである脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」を活用し、プラスチック資源循環に係る先進的な取組を集中的に展開することで、ムーブメントを創出し、市民への環境意識の向上を図ります。	●先進的な取組の検討・実施
⑦プラスチック製品のリサイクルの推進 【脱】【重】〈エコ〉	○家庭から排出されるプラスチック製品について、プラスチック資源循環の観点から、容器包装リサイクルルートを活用したリサイクルの手法等について、国の動向を踏まえながら検討し、実証事業の実施など、一部地域での先行実施に向け取組を進めます。	●国の動向を踏まえたプラスチック資源循環の取組（令和6年度一部地域での先行実施） ●実証事業などの実施及び処理体制の検討

基本施策Ⅱ(2)事業系ごみの減量化・資源化

施策名	施策概要	事業内容（第3期行動計画期間）
		令和4（2022）～令和7（2025）年度
①3Rに取り組む店舗等に係る認定制度の普及 【脱】〈エコ〉	○3Rに取り組む店舗等（リユース・リサイクルショップ及びエコショップ）の認定制度について、市民の認知度向上、認定店のメリット拡充、プラスチック資源循環の促進など、制度の充実に向けた検討を進めます。	●取組店舗の登録促進や認知度向上、プラスチック資源循環の促進等に向けた取組の実施
②事業系ごみの減量化等に向けた広報の充実と指導の徹底 【脱】〈エコ〉	○事業系ごみを一定量以上排出する事業者を「多量・準多量排出事業者」に認定し、事業系ごみの減量化・資源化に係る取組事例等の広報の充実を図るとともに、きめ細かな指導を行うことにより、事業系ごみのさらなる減量化・資源化を図ります。 ○事業系ごみの資源化手法等に係る広報を、市内全事業者を対象に実施し、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理を一層推進します。	●多量・準多量排出事業者に対する広報・指導 ●市内全事業者を対象とした情報提供

第2章 第3期行動計画 具体的施策

③事業系資源物のリサイクルの推進 【脱】【重】〈エコ〉	○古紙類、剪定枝、食品廃棄物等の資源化を推進するため、事業系一般廃棄物を資源物のリサイクルルートへと誘導します。 ○処理センターでの内容審査を強化するとともに、古紙類の資源化手法や市内の古紙再生業者の紹介等を行うなど、事業者へのフォローアップを行います。	●事業系ごみの資源化に向けた普及啓発 ●古紙類に係るリサイクルの推進 ●内容審査の強化 ●事業者へのフォローアップ
--	--	--

基本施策Ⅱ(3)市の率先したごみの減量化・資源化

施策名	施策概要	事業内容（第3期行動計画期間）
		令和4（2022）～令和7（2025）年度
①市庁舎等におけるごみ減量化運動の推進 【脱】〈エコ〉	○市民や事業者の模範となるよう、市庁舎等においてごみ減量化運動を推進し、3Rと適正処理の周知徹底を図ります。 ○ペットボトルの会議での利用を原則禁止するなど、ワンウェイプラスチック削減に向けた取組を推進します。 ○市民や事業者等に率先して、庁内の省エネやリサイクル、職員におけるマイバッグやマイボトルの持参など環境配慮の取組を推進します。	●市役所におけるごみ減量化運動の推進 ●エコオフィス管理システムの運営
②グリーン購入の促進 【脱】〈エコ〉	○ごみの発生が少ない製品やリサイクル可能な製品、プラスチック等の代替品等、環境への負荷の少ない製品を積極的に購入し利用する、グリーン購入の拡大に向けた取組を、全庁で取り組みます。	●各年度グリーン購入方針の策定及び取組

コラム16 フードドライブってどこでやっているの？

次の施設で、ご家庭で使いきれない食品の回収を行っています。お持ちいただいた食品は、「フードバンクかわさき」等を通じて、食料を必要としている世帯等にお渡ししています。なお、開庁時間等は施設によって異なりますので、事前にお問い合わせください。

施設名	場所	電話番号
フードドライブ窓口 （環境局減量推進課）	川崎区宮本町1 第3庁舎 16 階	044-200-2568
川崎市地球温暖化防止活動推進センター	高津区溝の口 1-4-1 ノクティ2 11 階 高津市民館内	044-813-1313
ヨネッティー王禅寺	麻生区王禅寺 1321	044-951-3636
川崎生活環境事業所	川崎区塩浜 4-11-9	044-266-5747
中原生活環境事業所	中原区中丸子 155-1	044-411-9220
宮前生活環境事業所	宮前区宮崎 172	044-866-9131
多摩生活環境事業所	多摩区枳形 1-14-1	044-933-4111

基本施策Ⅱ(4)生ごみの減量化・資源化

施策名	施策概要	事業内容（第3期行動計画期間）
		令和4（2022）～令和7（2025）年度
①3きり運動の推進 【説】【重】〈エコ〉	○使いきり・食べきり・水きりのいわゆる「3きり」を中心とした取組について、食品ロスの削減や生ごみの減量化に向けた普及啓発の充実を図ります。 ○食を通じた環境配慮行動の普及事業として地球に優しい「エコ・クッキング」事業を、市内学校のPTA等を対象に実施します。	●普及啓発物の配布、ホームページの作成 ●エコ・クッキング講習会の実施
②生ごみの減量化・リサイクルに係る取組の推進 【説】【重】〈エコ〉	○生ごみリサイクルについての知識や経験の豊富な方を「生ごみリサイクルリーダー」として認定し、地域や小学校等に派遣したり、教材等を活用するなどして、生ごみの減量化・リサイクルに関する普及啓発の充実を図るとともに、学習の場として、生ごみの減量化やリサイクルについての講習会等を開催します。 ○生ごみリサイクルに取り組んでいる市民、事業者、農業者等の取組を広く紹介する交流会を市民団体と協働して開催します。 ○家庭系生ごみの減量化・リサイクルを推進するため、生ごみ処理機等の購入に対する助成や、家庭から発生する調理残さ・食べ残し等を堆肥化し有効活用する市民団体の活動への助成を行うとともに、民間事業者等と連携して生ごみ堆肥による農作物の栽培等を通じた食資源循環に取り組みます。 ○生ごみ処理機等を活用し、調理残さや食べ残しを資源化するなど、公共施設等での生ごみの減量化・リサイクルの取組を推進します。	●生ごみリサイクルリーダーの派遣による講習会等の開催 ●生ごみリサイクル関係者の交流会開催 ●市民団体の生ごみリサイクルの活動助成 ●食資源循環等の取組 ●生ごみ処理機等の購入助成
③学校給食における生ごみリサイクルの推進 【説】〈エコ〉	○給食の調理残さや食べ残しの飼料化など、生ごみのリサイクルの取組を推進していきます。	●給食残さの飼料化などの推進
④家庭系食品ロス対策等の推進 【説】【重】〈エコ〉	○ごみ組成分析等の手法を通じて実態を把握し、食品ロス削減に向けた取組を推進します。 ○食品ロス量を見える化するツールを作成し、配布するなどにより、家庭の食品ロス削減を推進していきます。 ○家庭で不要となったまだ食べられる食品について、市内で回収のうえ連携するフードバンク団体を通じて必要な世帯や施設等へ提供するフードドライブの取組の充実を図ります。	●ごみ組成調査の実施 ●ツールの検討・作成 ●フードドライブの取組の推進
⑤事業系食品ロス対策等の推進 【説】【重】〈エコ〉	○本来食べられるにもかかわらず廃棄されている、いわゆる「食品ロス」の削減に向け、民間事業者と連携し、取組の充実を図ります。 ○食品ロスの削減に向けて、食品ロス削減協力店への登録促進や、市民の認知度向上に向けた取組を図ります。 ○食品廃棄物のリサイクル推進に向け、食品廃棄物を多く排出する多量排出事業者等の排出実態を把握するとともに、対象事業者への普及啓発に向けた取組を強化します。 ○生ごみの減量化・資源化に向け、事業者向け生ごみ処理機等の普及啓発を行います。	●民間事業者と連携した「食品ロス」削減の取組実施 ●食品廃棄物のリサイクルに向けた取組の推進 ●事業者向け生ごみ処理機等の普及啓発

基本施策Ⅲ 廃棄物処理体制の確立に向けた取組



資源物にならないごみを適正に処理するとともに、市民生活のライフラインとして、2015(平成27)年度から移行した3処理センター体制の安定的な運営を目指します。

基本施策Ⅲ(1)安全・安心な処理体制の確立

施策名	施策概要	事業内容(第2期行動計画期間)
		令和4(2022)～令和7(2025)年度
①廃棄物処理技術の研究と技能の継承	○廃棄物処理技術に関する研究・調査等を行い、職員の知識・技術を向上させるとともに、様々な機会を通じ、職員の技能の継承を図っていきます。	●職員の知識・技術の向上と技能の継承の推進
②ごみ焼却灰(埋立灰)及び埋立処分場の適切な管理	○浮島埋立処分場に埋立を行っているごみ焼却灰(埋立灰)については、安全・安心の観点から、放射線量等のモニタリングを継続して行っていきます。 ○一時保管を行っているごみ焼却飛灰の処分については、コンテナの維持管理を実施しながら、安全な処分を行います。	●モニタリングの実施 ●保管灰の処分
③有害廃棄物・処理困難物への取組 【重】(指)	○処理の困難性から現在市では収集しておらず、市民が自宅で保管している有害廃棄物・処理困難物について、回収ルートや広報手法等の検討を行います。	●回収ルート及び広報手法等の検討・実施
④廃棄物処理施設等の補修・整備	○廃棄物関連施設の多くは竣工から20年が経過し、劣化が進行していることから、設備の故障に伴うごみ処理の計画外停止が生じないようにするため、安定稼働に向けて、計画的かつ適切な補修、整備を実施し、施設の長寿命化を図ります。	●安定稼働に向けた施設整備の実施 ●浮島処理センター基幹的整備工事
⑤災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保 【重】(指)	○災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保に向けて、タイムラインを活用した実効性のある備えを平時から行うとともに、協定を締結している関係事業者などとの連携強化を図り、災害廃棄物等処理実施計画などの見直しを検討します。 ○国や県、近隣自治体と定期的に情報交換を行うなど、広域的な連携にも取り組んでいきます。	●必要に応じた計画等の見直し ●関係機関・団体等との調整 ●計画的な施設整備

基本施策Ⅲ(2)3処理センター体制の安定的な運営

施策名	施策概要	事業内容(第3期行動計画期間)
		令和4(2022)～令和7(2025)年度
①安定的な処理体制の運営 【重】	○3処理センター体制においても、効果的・効率的なごみの収集・運搬・処理が行われるように、社会状況の変化等に的確に対応するとともに、安定的な処理体制の運営に努めていきます。 ○廃棄物処理施設の長期的かつ安定的な稼働のための組織体制について検討します。	●ごみ処理施設の安定稼働 ●長期的かつ安定的な施設稼働に向けた組織体制の構築及び改善
②橋処理センターの建替 【脱】【重】	○「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」に基づき、新たなごみ焼却処理施設及びミックスペーパー資源化処理施設の令和5年度竣工に向けた準備を進めます。併せて、効率的・効果的な収集処理体制の構築等を図ります。	●建設工事等(令和5年度竣工) ●収集体制の検討
③堤根処理センターの建替 【脱】【重】	○「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」に基づき、堤根処理センターの建替えに向けた準備を進めます。	●法的手続きの実施・解体撤去工事等(令和7年度着手) ●【関連】「Ⅱ(1)⑦プラスチック製品のリサイクルの推進」
④資源化処理施設の整備等 【脱】【重】	○老朽化した南部リサイクルセンター等について、対応などを検討します。	●南部リサイクルセンター等の対応検討 ●浮島処理センターの対応検討 ●【関連】「Ⅱ(1)⑦プラスチック製品のリサイクルの推進」

基本施策Ⅲ(3)効果的・効率的な処理体制の構築

施策名	施策概要	事業内容（第3期行動計画期間）
		令和4（2022）～令和7（2025）年度
①計画のフォローアップ等	○施策の効果や処理コストの分析による点検・評価等を行いながら、計画のフォローアップを実施するとともに、次期基本計画の策定を行います。	●第3期行動計画のフォローアップ等
②効果的な経済手法の研究	○効果的・効率的な廃棄物処理体制の構築を図るとともに、事業者や市民に対して効果的な経済的手法について、社会経済状況や他都市の状況に注視しながら、調査・研究を進めます。 ○既存の手数料についても、随時、適正かどうか見直しを行います。	●経済的手法の調査・研究の実施 ●手数料見直しの検討
③民間活力の導入を含めた公共と民間の役割分担の検討【重】	○廃棄物処理事業における公共と民間の役割分担を整理しながら、本市のごみ収集業務・ごみ焼却業務のあり方や執行体制について検討します。 ○普通ごみ等収集運搬業務については、川崎区、多摩区、麻生区の大規模集合住宅等の一部地域において、民間委託を検討・実施していきます。	●民間活力の導入の検討 ●川崎区、多摩区、麻生区の大規模集合住宅等の一部地域における民間委託の検討・実施

基本施策Ⅳ 健康的で快適な生活環境づくりの取組



廃棄物処理事業の基盤である生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、市民が、健康的で快適な日々の生活が過ごせるよう、引き続き、安全・安心な生活環境づくりにしっかり取り組んでいきます。また、地域課題の解決に向けては、市民の理解と参加が不可欠であり、それは環境教育の実践の場にもつながるため、市民・事業者・行政が協働して課題解決に取り組んでいきます。

基本施策Ⅳ(1)まちの美化推進

施策名	施策概要	事業内容（第3期行動計画期間）
		令和4（2022）～令和7（2025）年度
①まちの環境美化【重】（エコ）（指）	○資源物やごみの排出状況が悪く散乱が目立つ集積所の周辺等について、啓発・指導を徹底するとともに、3R推進デー等を活用し、廃棄物減量指導員や周辺住民と連携した集積所周辺等の環境美化を図ります。 ○散乱ごみの清掃など、まちの環境美化の取組を進め、環境保全と市民の意識啓発やモラルの向上を図ります。 ○情報技術の活用や地域活動団体と連携したまち美化の推進について検討を行います。 ○環境省の「プラスチック・スマート」キャンペーンに参加し本市の各種美化活動の情報を発信したり、神奈川県「かながわプラごみゼロ宣言」への参加など、関係機関等と連携して海洋に流れるプラスチックごみ削減の取組を進めます。	●集積所周辺等やまちの環境美化の推進 ●地域活動団体と連携したまち美化の取組の実施 ●関係機関と連携したまち美化の取組の実施
②各種普及啓発キャンペーンの実施【重】（エコ）（指）	○「ごみゼロの日」として5月30日に大規模キャンペーンを実施するとともに、『環境衛生週間』行事の一環として、市内統一美化活動と連動し、9月24日から10月1日の間にも大規模キャンペーンを実施します。 ○ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止統一キャンペーンを関係部局や区役所等と連携し、毎月各区の主要駅で啓発・清掃活動を実施し、市民の3Rへの意識啓発やモラルの向上を図ります。	●「ごみゼロの日」や「環境衛生週間」での大規模キャンペーンの実施 ●ポイ捨て禁止・路上喫煙防止統一キャンペーンの実施

基本施策Ⅳ(2)市民ニーズに対応した取組の推進

施策名	施策概要	事業内容（第3期行動計画期間）
		令和4（2022）～令和7（2025）年度
①ごみ相談窓口の充実 【重】〈エコ〉	○市民に身近な区役所等で行っている「ごみ相談窓口」について、相談業務等の充実に向けた体制の検討を行います。	●ごみ相談窓口の充実に向けた検討及び取組
②超高齢社会を見据えたふれあい収集等の推進 【重】（指）	○超高齢社会を見据え、自ら一定の場所までごみを持ち出すことのできない高齢者・障害者の方々に対し実施している「ふれあい収集」について、各地域の特性を踏まえながら、取組の強化を図ります。 ○「認知症等行方不明 SOS ネットワーク」への参画など、区役所や地域と連携した取組を推進します。	●ふれあい収集の推進 ●区役所や地域等と連携した取組の推進
③市民ニーズに対応したごみ収集	○狭あい地域や交差点内などの集積所について、各地域の特性を踏まえながら、効果的な収集を行います。 ○超高齢社会の到来など社会的状況の変化からニーズが高まっている「遺品整理や引越しなどに伴う一時多量ごみ」を適正に処理していきます。 ○さらなる市民ニーズに対応したごみ収集手法について検討を行います。	●狭あい地域等における効果的な収集運搬の実施 ●一時多量ごみの取組の推進 ●市民ニーズに対応したごみ収集手法の検討及び推進

基本施策Ⅳ(3)不適正排出対策等の取組

施策名	施策概要	事業内容（第3期行動計画期間）
		令和4（2022）～令和7（2025）年度
①不法投棄対策の実施	○関係機関との連携を図りながら不法投棄への対応を行うとともに、監視パトロールの実施や不法投棄防止用の看板、監視カメラ等の設置により、不法投棄の未然防止及び環境改善を図っていきます。	●監視パトロールの実施 ●不法投棄の未然防止及び環境改善
②不適正排出指導等の徹底 【重】	○不適正排出事業者に対して、立入調査等の機会を通じ、適正排出に向けた指導を行うことにより、事業者処理責任の徹底、及び受益者負担に係る公平性の確保を図ります。 ○無許可の廃棄物回収業者の対策について検討します。 ○家庭から出るごみについても、普通ごみに資源物が混入している場合、警告シール貼付と収集保留など対応を強化します。 ○分別の徹底に向けた効果的な手法について検討を行います。	●不適正排出事業者に対する立入調査・指導の実施 ●無許可の廃棄物回収業者に対する対策の検討 ●家庭ごみの分別徹底に向けた手法の検討・実施
③持ち去り対策の強化 【重】	○資源物等の持ち去り防止を図るため、令和4（2022）年度からの関係条例の施行を踏まえ、制度の周知やパトロールの強化、持ち去り行為者への指導などを適切に行います。	●持ち去り対策の取組
④搬入禁止物の混入防止 【重】	○処理センターに搬入してはいけない産業廃棄物等の混入を防止するとともに、3処理センター体制における、焼却処理施設のより安定的な稼働の確保に向け、内容審査を充実し、監視・指導を強化します。	●内容審査の強化



基本施策Ⅴ 脱炭素社会・自然共生社会をめざした取組

廃棄物分野で、持続可能な社会を目指していくためには、「資源循環」は当然のことですが、「脱炭素」・「自然共生」の視点も持った統合的な取組を行い、ごみの焼却に伴う熱回収を徹底し、エネルギーを有効活用することで、温室効果ガスの削減に貢献するとともに、リデュース・リユースなどのごみの発生抑制に取り組むことで天然資源の投入の抑制や埋立処分場の延命化を目指します。また、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きいCO₂の削減につながる、プラスチック製容器包装の分別排出をさらに徹底して焼却ごみの削減を図り、温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。

基本施策Ⅴ(1)エネルギー資源の効果的な活用

施策名	施策概要	事業内容（第3期行動計画期間）
		令和4（2022）～令和7（2025）年度
①廃棄物発電事業等の余熱利用の推進 【脱】【重】	○処理センターで発電した電力のうち、余剰電力は売却して有効利用を図るとともに、今後、建替えを行う処理センターにおいて高効率な熱回収設備の導入に向けた調整を進め、廃棄物発電事業の推進を図ります。 ○処理センターで発生した余熱について、隣接する余熱利用市民施設での活用を行います。 ○整備事業を進めている橋処理センターについては、地震等の災害時においてもごみ焼却処理を継続し、安定的な発電及び余熱利用が行えるよう、施設の強靱化を図ります。	●余剰電力の売却 ●建替えを行う処理センターの高効率な熱回収設備の導入調整 ●余熱利用市民施設の運営 ●災害時においてもごみ焼却処理を継続し、安定的な発電・余熱利用を行える橋処理センターの建設
②廃棄物発電の新たな活用法の検討 【脱】【重】	○廃棄物発電を活用した自己託送など、エネルギーの地産地消に向けた取組を進めます。 ○民間事業者との連携等、橋処理センターの竣工を見据えた廃棄物発電の有効活用に取り組みます。 ○廃棄物発電を活用したEVごみ収集車等による廃棄物収集を行います。	●エネルギーの地産地消に向けた調査・研究 ●廃棄物発電を活用した電力の一括契約 ●廃棄物発電の有効活用 ●EVごみ収集車等の導入による廃棄物収集の実施
③バイオマス資源の利用促進に向けた調査・研究 【脱】	○バイオマスとして注目される資源について、利用促進に向けた調査研究を進めます。	●バイオマス資源の利用促進に向けた調査・研究

基本施策Ⅴ(2)脱炭素・自然共生をめざした資源の有効利用

施策名	施策概要	事業内容（第3期行動計画期間）
		令和4（2022）～令和7（2025）年度
①様々な地域活動団体等と連携した取組の推進 【脱】〈エコ〉	○「資源循環」・「脱炭素」・「自然共生」など様々な地域活動をしている方々や事業者等と情報共有を行い、様々な形で連携ができるよう検討を行います。	●様々な地域活動団体等との連携
<再掲> 【Ⅱ(1)①～⑦、(2)①～③、(3)①～②、(4)①～⑤、Ⅲ(2)②～③、Ⅴ(1)①～③、(3)①～②、(4)①～②、④】		

基本施策V(3)環境に配慮した処理体制の構築

施策名	施策概要	事業内容（第3期行動計画期間）
		令和4（2022）～令和7（2025）年度
①環境にやさしい輸送システムの構築 【脱】	○ハイブリッド収集車等の環境負荷低減車両の導入を推進します。 ○圧縮中継施設の活用による輸送の効率化や、1995(平成7)年度から全国に先駆けて導入した鉄道による廃棄物輸送を行うなど、環境にやさしい輸送システムの構築を図ります。	●環境負荷低減車両の導入推進 ●ごみ圧縮中継施設の活用及び鉄道輸送の継続
②環境マネジメントシステムを活用した処理センターの運営 【脱】	○環境マネジメントシステムを活用し、処理センターにおいて環境に配慮した事業運営を行います。	●環境マネジメントシステムの運用 ●運用改善に向けた検討・実施
③埋立処分場延命化の研究	○現在、2053(令和35)年度には一杯になると見込まれている埋立処分場をさらに延命化するための方策について、ごみ焼却灰の資源化など調査・研究を行います。	●埋立処分場の延命化に向けた調査・研究

基本施策V(4)蓄積された環境技術等を活かした取組

施策名	施策概要	事業内容（第3期行動計画期間）
		令和4（2022）～令和7（2025）年度
①環境に配慮した製品の開発促進に向けた環境づくり 【脱】	○事業者が環境に配慮した製品を開発し、その処理やりサイクルに責任をもつシステムの確立に向け、関係自治体等と連携して事業者や国に呼びかける等、取組を推進します。	●国・事業者等への要望
②環境産業との連携等 【脱】	○市民の環境意識の向上を図り、地域内循環を促進するため、川崎市地球温暖化対策推進基本計画を踏まえながら環境産業との連携を図るとともに、情報発信等を通じて環境産業の活性化を図ります。 ○川崎エコタウンの取組を国内外に情報発信し、エコタウンへ国内外から視察受け入れを行います。 ○使用済みプラスチック由来低炭素水素を活用した取組を進めるため、水素利活用方策を検討します。	●事業者等と連携した取組の推進 ●取組の情報発信 ●水素利活用方策の検討
③国際貢献の推進	○本市でこれまで培ってきた先進的な廃棄物処理の経験やノウハウを活用し、国や事業者等と相互に連携しながら、ニーズのある海外都市に対し廃棄物の適正処理やりサイクルに関する支援を行います。	●国際貢献の推進
④低CO ₂ 川崎ブランドの推進 【脱】〈エコ〉	○ライフサイクル全体で二酸化炭素削減に貢献する製品等を認定し、広く発信する「低CO ₂ 川崎ブランド」を推進します。	●低CO ₂ 川崎ブランドの認定及び普及の推進 ●脱炭素化の時流に合わせた見直しの検討

7 計画の推進・管理

(1) 計画の進捗管理

行動計画に位置付けられた取組が予定どおり実施されたかどうか、これによる成果が達成されたかどうかについて、「計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)」の考え方に基づいて、各取組について点検・評価を行い、計画の進捗管理をします。

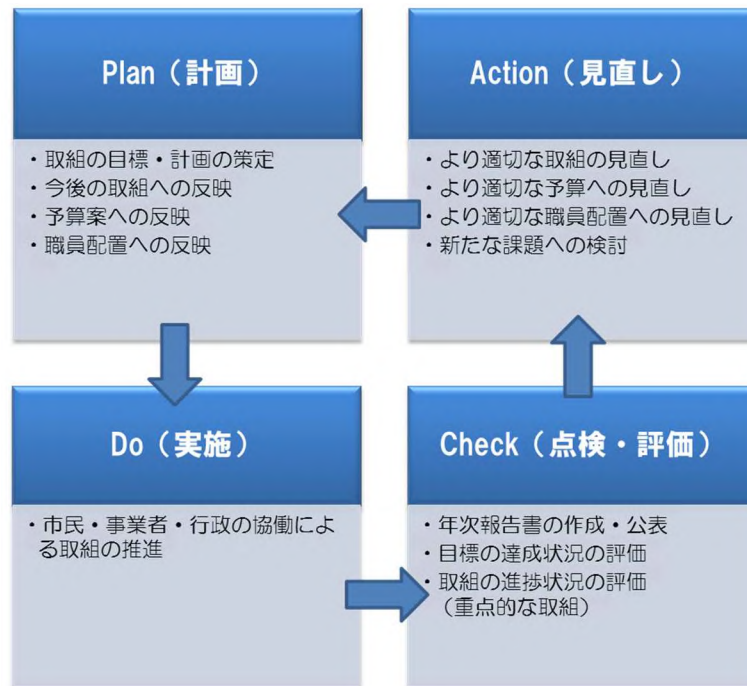


図2-2 PDCAサイクル

(2) 計画の進捗状況の公表

基本計画及び行動計画の目標の進捗状況、基本計画で定めた指標による評価、行動計画の重点施策の成果など、行政が実施した評価結果については、学識経験者及び公募市民により構成される「環境審議会」に毎年報告するとともに、ホームページ等で公表します。

資料編 川崎市のごみの現状・将来予測

■ ごみ処理の現状

西暦(年度)	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
和暦(年度)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
日数(日)	365	365	366	365	365	365	366	365	365
人口(人)	1,327,011	1,342,262	1,369,239	1,390,270	1,409,558	1,425,512	1,430,773	1,439,164	1,448,196
1人1日あたりのごみ排出量(g)	1,211	1,221	1,178	1,110	1,069	1,041	1,044	1,021	1,006
家庭系 ^{〔道路清掃ごみ含む〕}	816	808	784	756	732	718	707	699	679
事業系	395	413	394	354	337	323	337	322	327
焼却ごみ(トン)	461,435	463,131	449,776	428,225	420,517	412,712	401,893	392,926	377,363
家庭系	315,753	316,220	309,169	303,309	300,212	296,368	278,553	275,587	258,810
事業系	145,021	146,211	139,880	124,278	119,719	115,829	122,899	116,889	118,129
道路清掃ごみ	661	700	727	638	586	515	441	450	424
資源化量(トン)	124,900	134,675	140,468	134,725	129,351	128,664	144,685	143,054	154,299
家庭系	78,737	78,711	82,805	79,252	75,816	76,196	91,236	90,715	99,472
事業系	46,163	55,964	57,663	55,473	53,535	52,468	53,449	52,339	54,827
総排出量(トン)	586,578	598,039	590,499	563,199	550,115	541,648	546,873	536,225	531,949

※ 乾電池の量については、表示を省略

■ 将来予測(第3期行動計画)

	基本計画 基準年度	実績						第3期 基準年度	第3期行動計画期間(将来予測)			
西暦(年度)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2020	2022	2023	2024	2025
和暦(年度)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R4	R5	R6	R7	
日数(日)	365	366	365	365	365	366	365	365	366	365	365	365
人口(人)	1,461,043	1,475,213	1,489,477	1,503,690	1,516,483	1,530,457	1,538,262	1,555,837	1,564,625	1,573,412	1,582,200	
目標1	1人1日あたりのごみ排出量(g)	998	976	947	933	916	905	902	898	886	879	872
	家庭系	660	652	635	625	613	606	631	617	608	603	598
	事業系	338	324	312	308	303	299	271	281	278	276	274
目標2	焼却ごみ(トン)	370,849	371,270	366,016	359,169	356,233	356,044	357,662	352,600	345,000	337,500	329,900
	家庭系	249,626	251,273	249,303	249,632	248,295	250,239	262,744	253,100	248,400	243,900	239,200
	事業系	120,819	119,547	116,333	109,208	107,616	105,486	94,918	99,500	96,600	93,600	90,700
	道路清掃ごみ	404	450	380	329	322	319	-	-	-	-	-
	資源化量(トン)	161,541	155,552	148,983	153,125	150,678	150,991	148,595	157,300	162,500	167,400	173,500
	家庭系	102,298	100,021	95,524	93,129	90,142	88,758	91,388	97,300	100,000	102,500	106,100
	事業系	59,243	55,531	53,459	59,996	60,536	62,233	57,207	60,000	62,500	64,900	67,400
目標3	プラスチック製容器包装分別率	34.4%	36.8%	35.6%	35.8%	35.8%	35.8%	37.8%	39.7%	40.6%	41.6%	45.0%
	総排出量(トン)	532,390	526,822	514,999	512,294	506,911	507,035	506,257	509,900	507,500	504,900	503,400

※ 令和2(2020)年度から、道路清掃ごみは他部署への事業移管により、事業系焼却ごみに含まれています。

川崎市一般廃棄物処理基本計画～ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン～

第 3 期 行 動 計 画

発行 川崎市

編集 環境局生活環境部廃棄物政策担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 : 044-200-2558

FAX : 044-200-3923

Eメール : 3Ohaise@city.kawasaki.jp

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市